



# 第2次みなべ町長期総合計画

平成29年3月

和歌山県みなべ町



## 「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」の実現に向けて

みなべ町長期総合計画は、今後の町運営をしていくための指針となるものであり、町政における最上位の計画です。平成16年にみなべ町が誕生し、新たな町のもと、平成19年に初めて「みなべ町長期総合計画」の策定を行いました。それから10年が経ち、町を取り巻く環境などが様々な変化を迎える中で、新たな町政運営が求められています。



平成23年の東日本大震災、昨年4月の熊本地震などの大規模災害が発生し、町民の皆様の安心・安全に対する意識は非常に高まっています。本町では南海トラフ地震なども危惧され、一人の犠牲者も出さないとの覚悟のもと、防災・減災を進めていく必要があります。

また、本町では少子高齢化が進んでいます。梅をはじめ農林水産物の消費低迷・価格下落などが起こる中、梅のPR推進やグリーンツーリズムなどといった観光産業の発展を実現し、町民の所得向上、雇用の維持・確保に取り組んでいく必要があります。そして、子育てしやすい町づくり、子どもたちの笑い声が聞こえる町づくりを進め、町の人口減少を食い止めていかなければならないと考えています。

こうした理念のもと、4回にわたる審議会、住民意向調査・パブリックコメントを実施し、本計画の策定に至りました。本計画の実現には、行政だけではなく、町民の方々の積極的な町政への参画・協働が不可欠です。今後とも、より一層のご指導・ご協力のほどお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきましたみなべ町長期総合計画審議会委員の方々をはじめ、多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

平成29年（2017年）3月

みなべ町長 小谷 芳正



# 目次

## 第1部 序論

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の性格と役割 .....	2
3. 計画の構成と期間 .....	3

### 第2章 みなべ町の概要

1. 町の沿革 .....	4
2. 位置と地勢 .....	6
3. 人口動向 .....	7

### 第3章 これからのまちづくりに向けて

1. まちづくりに向けた住民意向 .....	10
2. まちづくりに生かすべき特性 .....	14
3. 町を取り巻く社会・経済動向 .....	15
4. みなべ町の課題 .....	17

## 第2部 基本構想

### 第1章 みなべ町の将来像

1. 将来像 .....	20
--------------	----

### 第2章 将来像実現のための基本目標

1. 将来像実現のための基本目標 .....	21
2. 体系図 .....	24

## 第3部 基本計画

### 第1章 緑豊かで快適なまち

1. 自然との共生の推進 .....	26
2. 土地利用の促進 .....	28
3. 上下水道の整備 .....	30

4. 環境衛生対策の推進 .....	33
--------------------	----

## 第2章 永く住みたい魅力あるまち

1. 少子化対策の推進 .....	35
2. 学校教育の充実 .....	38
3. 青少年の育成 .....	41
4. 高齢者福祉の充実 .....	43
5. 保健・医療・福祉の充実 .....	46
6. 障がい者支援の充実 .....	49
7. 生涯学習の推進 .....	51
8. 人権対策の推進 .....	56

## 第3章 便利・安心・安全なまち

1. 道路・交通網の整備 .....	58
2. 地域防災の充実 .....	60
3. 消防体制の充実 .....	62
4. 交通安全対策の推進 .....	64
5. 防犯対策の充実 .....	65

## 第4章 町民参画と官民協働のまち

1. 町政への町民参加・参画の推進 .....	67
2. 行政改革の推進 .....	69
3. 財政基盤の安定化 .....	71

## 第5章 うめ世界一の元気なまち

1. 農業の振興 .....	75
2. 林業の振興 .....	78
3. 漁業の振興 .....	80
4. 商工業の振興 .....	82
5. 観光の振興 .....	84

## 参考資料

1. みなべ町長期総合計画審議会条例 .....	88
2. 審議会委員名簿 .....	90
3. 諮問 .....	91
4. 答申 .....	92
5. 審議経過 .....	93







# 第1部 序論

- ▶ 第1章 計画策定にあたって
- ▶ 第2章 みなべ町の概要
- ▶ 第3章 これからのまちづくりに向けて

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

みなべ町は、平成16年10月1日に、南部町と南部川村の合併により誕生しました。

平成19年には「みなべ町長期総合計画」を策定し、町内各地の発展や一体感の醸成などを図りつつ、自然の豊かさを生かしながら個性的なまちづくりを行ってきました。

しかし、平成19年に策定した「みなべ町長期総合計画」から10年が経過し、本町を取り巻く社会情勢や経済状況は大きく変化しています。日本全体のグローバル化やIT化は更に進展し、かねてから懸念されていた少子高齢化も一層進み、今まさに超高齢社会、人口減少社会が到来しています。その一方では地方分権等が進み、国及び町の財政状況が厳しい中での町としての独自の取組や個性が求められています。

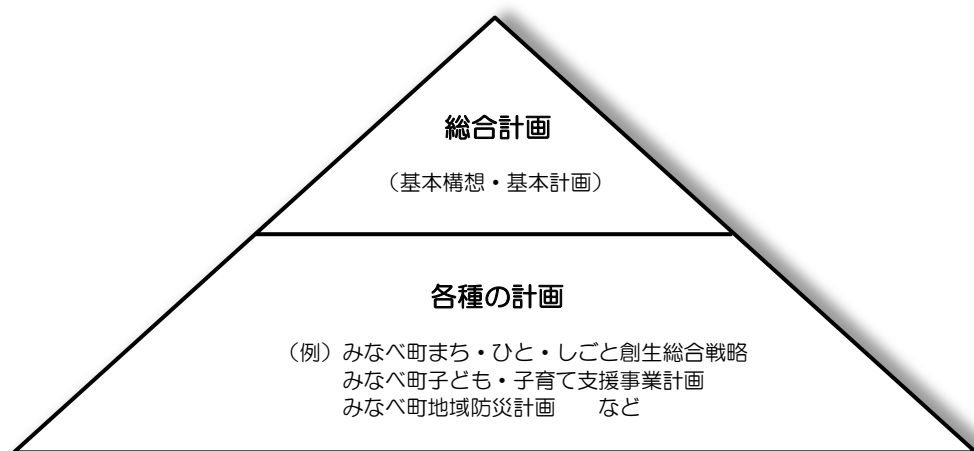
このような状況下においては、町と町民が共に力を合わせて現在の地域の課題などに取り組み、より地域の価値をつくり上げていく必要があります。

さらに、こうした状況に対応するために、過去の先人たちが築いてきた自然や文化、歴史などを引き継ぎつつ、更に新たなまちづくりを行うべく、本計画を策定します。

## 2. 計画の性格と役割

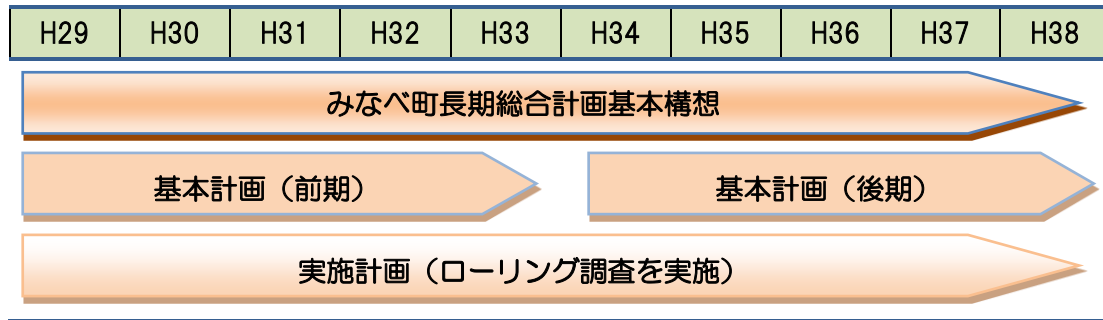
本計画は、町の行政分野すべてを網羅したもので、各行政分野の基本となるものです。

また、町の様々な計画の中で、最上位計画の位置づけとなるものです。



### 3. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画から構成され、さらに、実施計画で補完され、計画期間中の予算に反映されます。各計画の役割及び計画期間は次のとおりです。



#### (1)基本構想 ～まちづくりの柱(=基本目標)を定めます～

基本構想では、まちの「目指す姿」を明らかにした上で、その実現に向けた政策大綱となる「基本目標」と「施策体系」を示します。

計画期間は、平成29年度を初年度に平成38年度までの10年間とします。

#### (2)基本計画 ～まちづくりの将来像を実現するための事業を取りまとめます～

基本構想で示されたまちづくりを実現するための取組を示します。

なお、平成29年度からの5年間を前期計画、平成34年度からの5年間を後期計画の計画期間とします。

#### (3)実施計画 ～主要施策の具体的手段として取り組みます～

基本計画で定めた主要施策を実現するための各年度の取組（事務事業）を掲載する計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画は、社会経済や財政状況等を勘案しつつ柔軟に対応できるよう見直しを図りながら、目標達成に向けて取り組みます。

## 第2章 みなべ町の概要

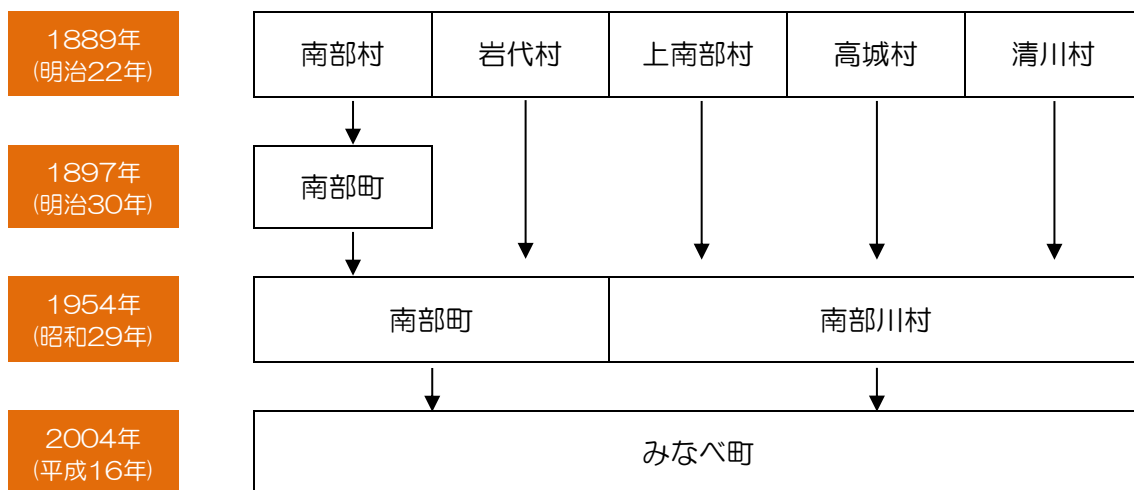
### 1. 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、また、平安時代から中世にかけては「南部庄」として一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足しています。

そして、平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生しました。



そして、新たなまちづくりを行うべく、町民が一丸となって、町の歴史と自然の恵みに感謝し、誰もが住みたいまちとなるようにとの誓いを込めて、平成17年に町民憲章を定めています。

### みなべ町民憲章

わたしたちは 日本一の梅の里 みなべ町の歴史と自然の恵みに感謝し  
だれもが住みたいと思える新しいまちづくりへの誓いをこめて  
ここに町民憲章を定めます

- 1 海 山 川の自然を愛し 美しいまちをつくります
- 1 産業に誇りをもち 活力あるまちをつくります
- 1 健康と安全を願い 笑顔あふれるまちをつくります
- 1 歴史に学び 香り高い文化のまちをつくります
- 1 交流の輪を広げ 互いに支えあうまちをつくります

## 2. 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しています。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接しています。生活圏域としては、田辺広域圏と御坊広域圏の中間地域に位置しています。

総面積は120.28km<sup>2</sup> で、現在の和歌山県下市町村の平均面積である157.53km<sup>2</sup> よりは少し下回りますが、和歌山県全域面積(4,726km<sup>2</sup>)の約2.5%を占めます。

紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地や低地があり、山林地帯もあるバラエティに富んだ地勢をもっています。丘陵地に広がる梅林は、「南部梅林」とも呼ばれ、日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が行われています。

山間部は、森林、渓谷などの自然資源に恵まれ、江戸時代からの湯治場とされる「鶴の湯温泉」があります。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んで、備長炭の里としても有名です。

「千里の浜」などからなる海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」などの温泉施設があります。海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名です。



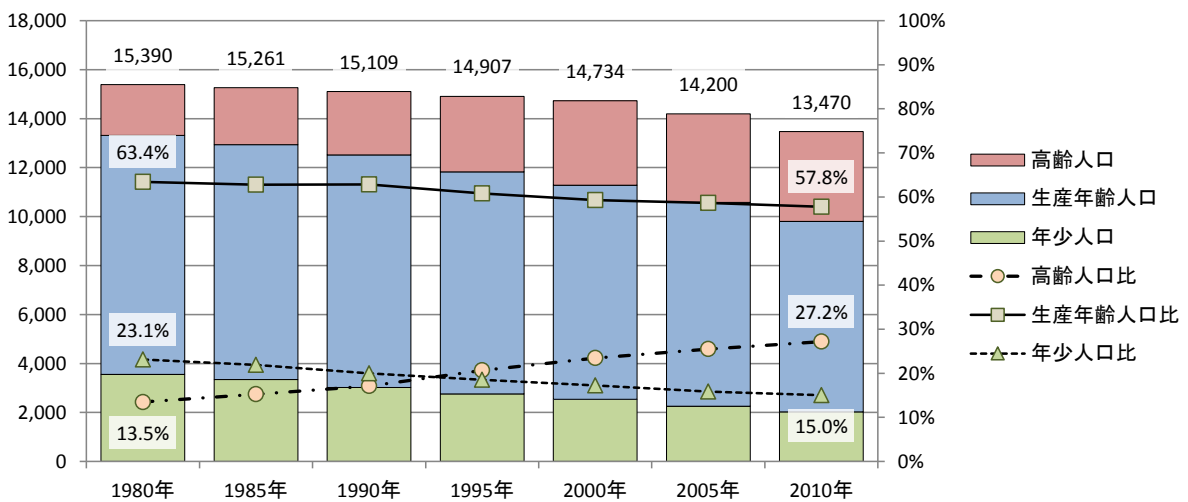
### 3. 人口動向

みなべ町の総人口を、1980年からみると、年々減少していることがわかります。1980年から2010年までの30年間における、5年ごとの減少率は平均▲2.18%で、2005年までは緩やかな減少傾向にありましたが、2005年から2010年にかけての減少率は▲5.14%と大きくなっています。

年齢層の構成比でみると、生産年齢人口比(15～64歳)は1980年の63.4%から2010年は57.8%へと5.6ポイント低下し、年少人口比(0～14歳)は23.1%から15.0%へと8.1ポイント低下しています。一方、高齢人口比(65歳以上)は13.5%から27.2%へ13.7ポイントの上昇となっています。みなべ町の総人口は総じて毎年減少し、生産年齢人口及び年少人口は長期にわたり減少傾向にあることから、少子高齢化は今後、一層本格化することをみていく必要があります。

【みなべ町 3階層別人口の推移(1980年～2010年)】

(単位：人)



	人口(人)				構成比率		
	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
1980年	15,390	3,555	9,763	2,072	23.1%	63.4%	13.5%
1985年	15,261	3,347	9,585	2,329	21.9%	62.8%	15.3%
1990年	15,109	3,023	9,499	2,587	20.0%	62.9%	17.1%
1995年	14,907	2,762	9,063	3,082	18.5%	60.8%	20.7%
2000年	14,734	2,541	8,735	3,458	17.2%	59.3%	23.5%
2005年	14,200	2,253	8,327	3,620	15.9%	58.6%	25.5%
2010年	13,470	2,021	7,785	3,664	15.0%	57.8%	27.2%

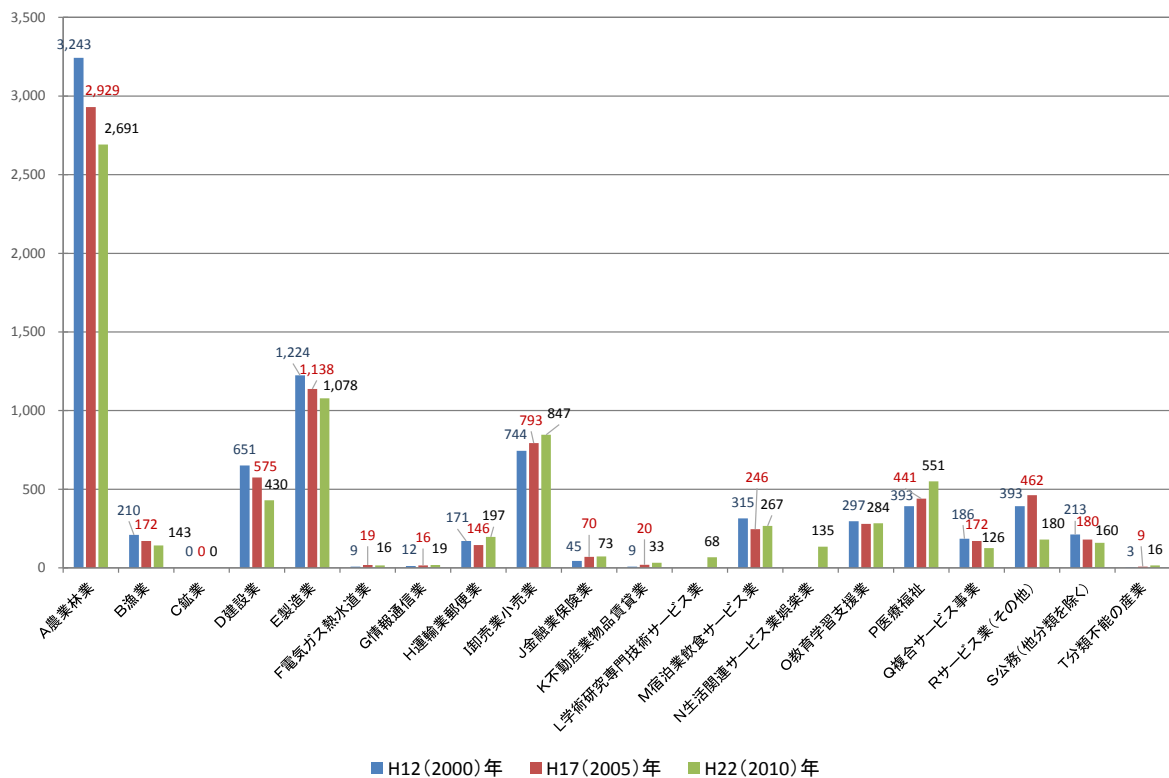
資料：国勢調査

そして、産業別の就業人口をみると、最も就業者数が多いのは、「農業林業」となっており、次いで「製造業」であり、本町の主要産業である梅の生産・加工業への就業者数が、全体の42%を占めています。ただこれらの産業ではいずれも就業者数が減少しており、特に農業の就業者では、2000年に比べ▲14.7%と大きく減少する結果となっています。

また、年齢階級別産業人口比率をみると、「農業、林業」、「漁業」では60歳以上の比率が約50%となっており、第1次産業への就業者は、他の産業に比べ著しく高齢化が進んでいることから、今後一層の就業者数の減少が懸念されます。

【みなべ町の産業別就業人口（15歳以上）の推移】

(単位：人)



平成 12・17・22 年国勢調査

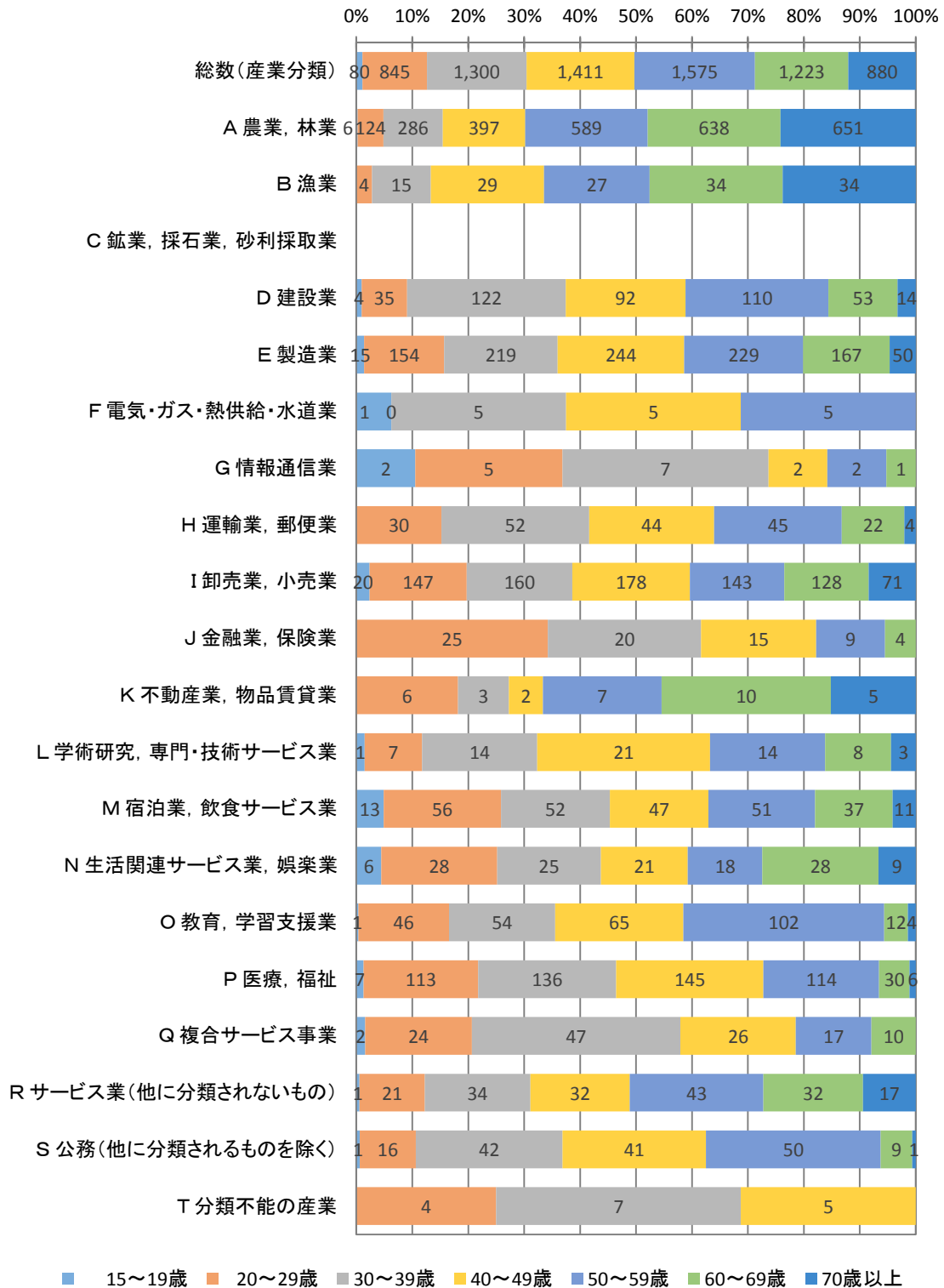
(平成 22 年の産業分類に合わせて加工)

H12 年、H17 年の数値がないものは、分類方法が違っているため、他の分類に含まれている



【みなべ町の年齢階級別産業人口比率】

(単位：人)



平成 22 (2010) 年 国勢調査 (グラフ内数値は人数)

# 第3章 これからのまちづくりに向けて

## 1. まちづくりに向けた住民意向

### (1) 住民意向調査

平成27年に、みなべ町総合戦略の策定にあたり、住民意向調査を行いました。  
調査方法としては、次のとおりです（なお、以下の調査結果はその一部抜粋）。

調査対象：みなべ町内にお住まいの方（高校生以上）

調査期限：平成27年7月31日

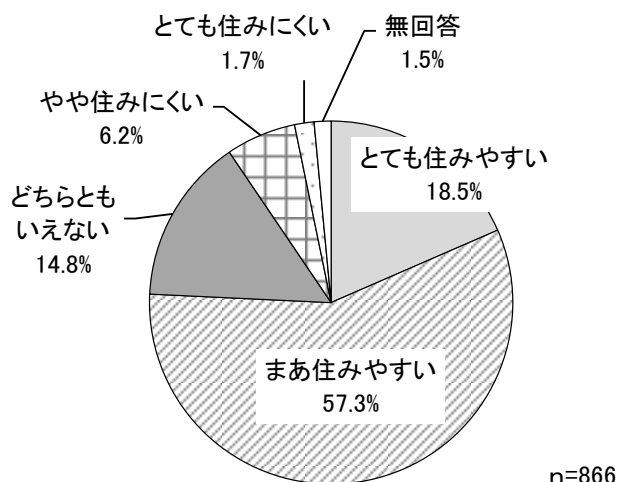
調査方法：郵送配布・郵送回収

配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
住民	2,000 票	866 票	43.3%

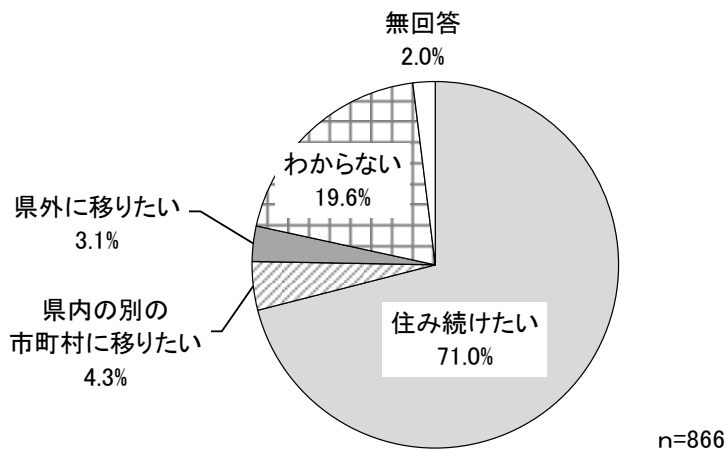
### (2) みなべ町の住みやすさ

みなべ町の住みやすさについては「まあ住みやすい」が57.3%と最も多くなっています。『住みやすい』（「とても住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせたもの）は75.8%で、『住みにくい』（「やや住みにくい」と「とても住みにくい」を合わせたもの）の7.9%を大きく上回っています。



### (3) 今後のみなべ町での居住意向

今後のみなべ町での居住意向は「住み続けたい」が71.0%と最も多く、「県内の別の市町村に移りたい」が4.3%、「県外に移りたい」が3.1%となっています。「わからない」は19.6%となっています。

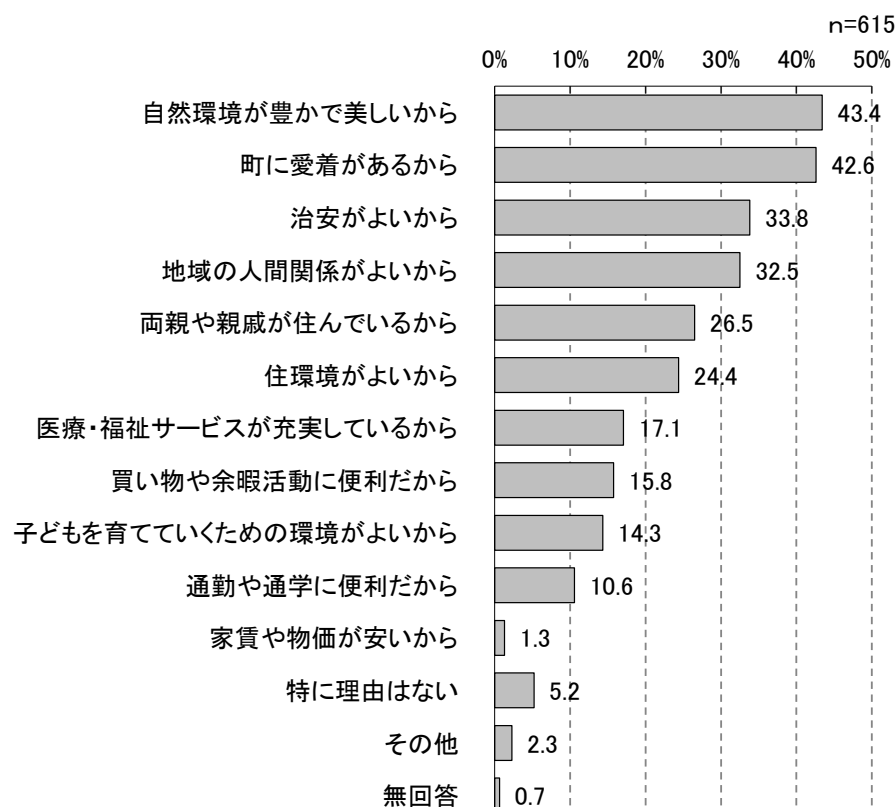


### (4) 住み続けたい理由

みなべ町に住み続けたいと回答した方に理由をたずねたところ「自然環境が豊かで美しいから」が43.4%と最も多く、次いで「町に愛着があるから」が42.6%、「治安がよいから」が33.8%、「地域の間人間関係がよいから」が32.5%、「両親や親戚が住んでいるから」が26.5%となっています。

#### 「その他」の主な意見

住みなれた町だから/ふるさとだから/汚水の処理が出来て災害に強い土地であるから など

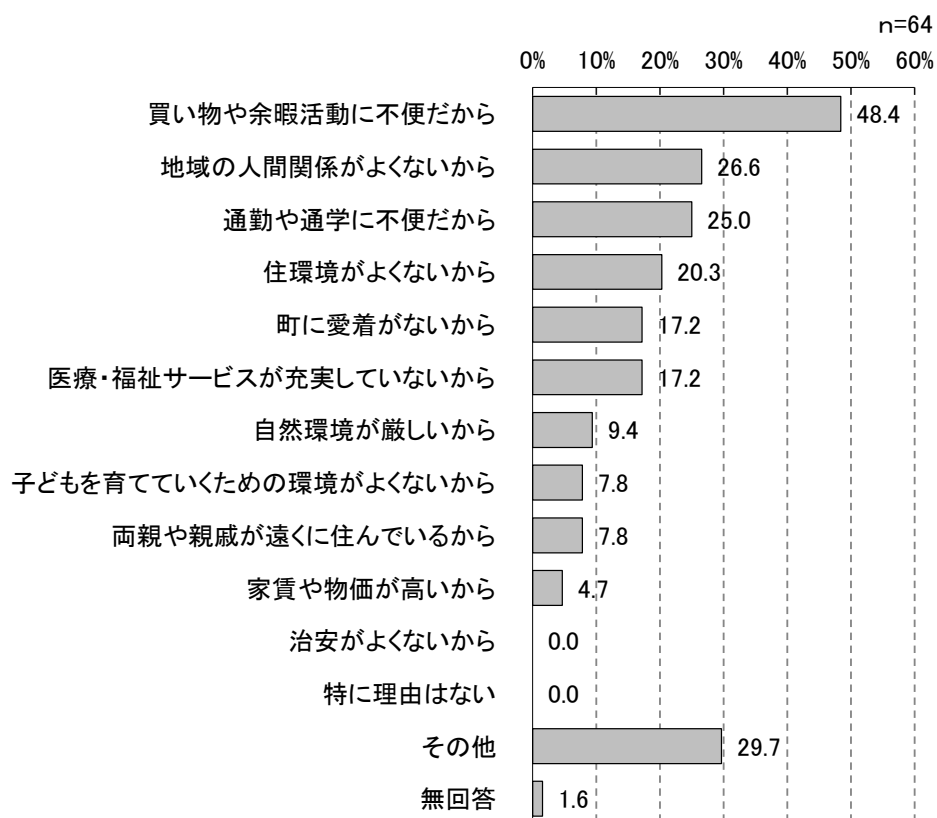


## (5) 町外へ移りたい理由

みなべ町外へ移りたいと回答した方に理由をたずねたところ「買い物や余暇活動に不便だから」が48.4%と最も多く、「地域の人間関係がよくないから」が26.6%、「通勤や通学に不便だから」が25.0%、「住環境がよくないから」が20.3%となっています。

### 「その他」の主な意見

自然災害が心配/災害対策が不十分/税金が高い/地域活動が多すぎる など

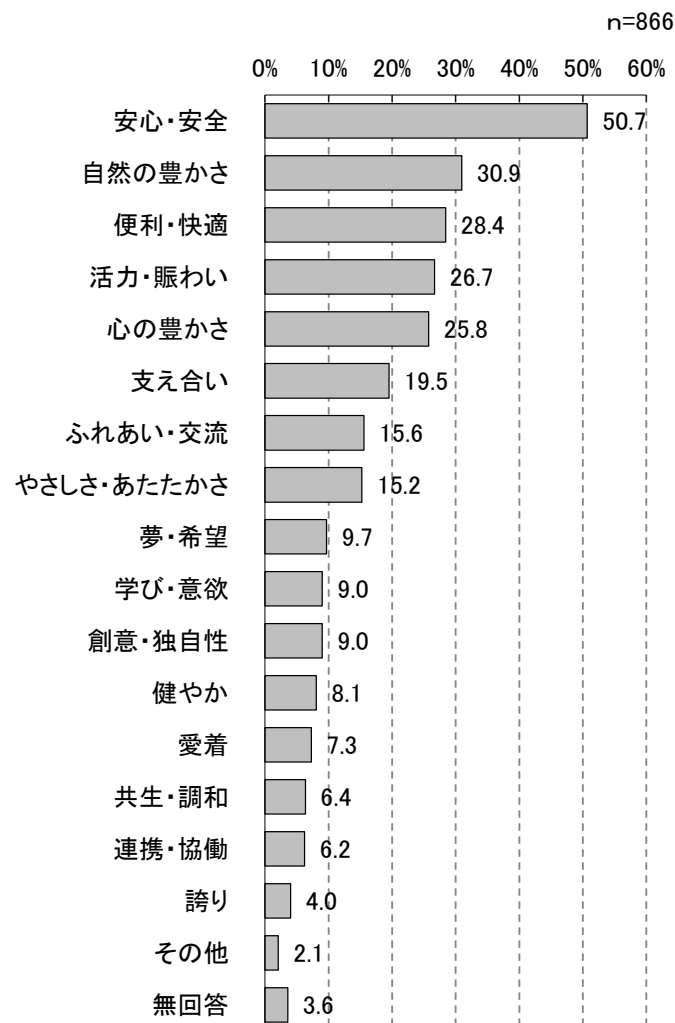


## (6)まちづくりを進めていく上でのキーワード

まちづくりを進めていく上でのキーワードについては「安心・安全」が50.7%と最も多く、次いで「自然の豊かさ」が30.9%、「便利・快適」が28.4%、「活力・賑わい」が26.7%、「心の豊かさ」が25.8%となっています。

## 「その他」の主な意見

道徳/平等/積極性/改革 など



## 2. まちづくりに生かすべき特性

### (1) 豊かな自然環境

本町には、全国有数のアカウミガメの産卵地でもある「千里の浜」があり、南部川流域に広がる丘陵地には日本最大級の梅林が広がっています。また、豊かな自然を有する山林地帯もあり、それぞれの個性を有する海・山・川が、町民への豊かさや安らぎを与えています。

### (2) うめ産業を中心にした産業形態

本町は、全国的に知られた梅の産地であり、南高梅は全国的なブランドになっています。平成 27 年には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定され、梅自体だけではなく、その守り抜くべき伝統的な生産方法などにも注目が集まっています。そして、梅を原材料とした梅加工業も発展しており、町内で梅干や梅酒などをはじめ様々な形での加工や関連製品の製造・販売が展開されています。

また、炭の最高級品である紀州備長炭も全国有数の産地であり、南高梅と並んで全国に誇るブランドとなっています。このほか、蒲鉾、干物などの水産加工品も生産されるなど、自然と共生しながら、地域の自然を生かした特徴的な産業を有しています。

### (3) 町への愛着心

豊かな自然環境や地域とのつながりなどから生まれた町への愛着心は、大都市にはない、町の大きな特徴となっています。また、南高梅、備長炭など、全国有数のブランドである地域資源があることが、一層、町の誇りにつながり、町への愛着心を高めているといえます。

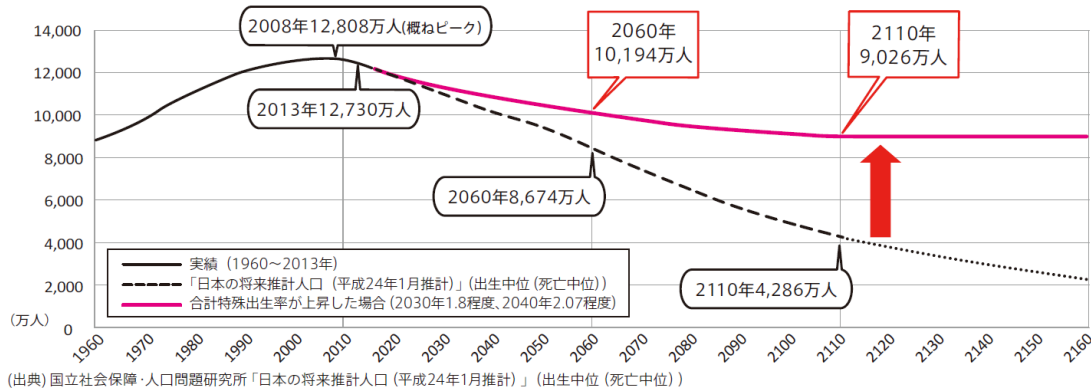
住民意向調査でも、住み続けたい理由として、豊かな自然に次いで、42.6%の町民が町への愛着心を挙げています。

### 3. 町を取り巻く社会・経済動向

#### (1) 全国的な少子高齢化・人口減少

少子化や高齢化が進展し、日本の人口は2008年にピークを迎えたあと、年々減少し続けています。このような人口減少の中において、首都圏などの大都市圏に人口が集中し、地域格差も進んでいます。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



#### (2) 地域間競争の進展

国と地方自治体との関係においては、2000年代初頭の三位一体改革などにはじまり、地方分権が進められています。それにより、地方自治体はより一層の責任をもって、充実した住民サービスを提供していくことが求められています。

現在では、それが更に進み、例えば、ふるさと納税などにみられるように、全国の各自治体が独自の施策やPRなどを展開しており、自治体間競争や地域間競争が激化してきています。

#### (3) 高度情報化の進展

インターネットなどにみられるICT(情報通信技術)の発展により、人々のコミュニケーション手段や情報の入手のあり方が大きく変わってきています。特に、2010年代に入るとタブレット端末やスマートフォンが登場し、より簡単にコミュニケーションが図れるようになり、情報へのアクセスも容易になりました。

#### (4) 産業構造の変化

農林水産業においては、全国的に生産者等の高齢化や後継者不足などが続いています。このような中、平成27年10月には環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が大筋合意され、自由貿易の進展と共に、安価な輸入品の増加が懸念されるなど、国の施策を含め今後の動向を見据えていく必要があります。

製造業においては、2000年代に、経済のグローバル化や円高などが進み、製造業の海外移転

---

---

などが進みました。2010年代には円安などにより、一部で工場の国内回帰などもありましたが、製造業の厳しい状況は続いています。

一方、経済のサービス化が進み、第3次産業の重要性が増しています。日本社会の高齢化に伴い、今後も医療介護産業の伸びは期待できます。また、訪日観光客が平成27年には1,973万7千人に達するなど、観光産業に大きな注目が集まっています。



## 4. みなべ町の課題

### (1) 少子高齢化・人口減少

少子高齢化や人口減少は全国的な現象ですが、本町においても同様であり、国立社会保障・人口問題研究所に基づいた推計によると、2060年には町の人口は6,859人になると推定されています。地域格差が進む中において、本町はより一層厳しい状況を迎えるといえます。

生産年齢人口の減少は、労働力不足を招くとともに、後継者不足などの問題も生じます。これは単に労働面だけではなく、地域活動など町の豊かな暮らしを支える取組の衰退をも招きかねません。

また、高齢人口の増加により、社会保障制度の維持や高齢者が安心して住み続けられる対策が必要となります。少子化では、児童生徒の減少に伴い、次世代を支える子どもたちが通う学校や教育環境の変化が懸念されています。

特に地域により、人口減少率や高齢化率が異なるので、それぞれの地域に応じた対策が必要とされます。

### (2) 産業振興

本町には、海・山・川の豊かな自然があり、その自然に基づいた農林水産業は町にとって、重要な産業となっています。

特に、農業では、日本一の梅生産地として有名であり、生産者と加工業者との連携により、トップブランドの地位を確立しました。そして、平成27年には「みなべ・田辺の梅システム」として世界農業遺産に認定されるなど、今後は生産・加工にとどまらず、観光分野など新たな側面からの取組も期待されています。ただ、昨今の食生活の変化などから梅の消費が伸び悩み、農業所得が減少するなど、厳しい状況が続いています。

また、農業だけではなく、林業、漁業なども厳しい状況が続いており、若者の雇用の場を確保し町の人口流出を抑制する上で、町の産業振興や生産者の所得向上は重要な課題といえます。

産業振興を図る上で、今後は観光産業の重要性が増すことが予想され、農林水産業といかに結びつけていくかなどの視点も必要となります。ただ、生産者等の高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地の増加や、森林の整備や保全が行き渡らないことによる自然環境の変化も懸念され、観光資源としての豊かな自然をいかに保全していくかということも併せて重要となっています。

これらのことから、本町では農林水産業、観光産業、自然保全などが有機的に結びついており、多面的かつ総合的な視野で産業振興を図っていくことが肝要です。

### (3) 安心・安全のまちづくり

平成23年の東日本大震災や紀伊半島大水害などの経験から、より一層、人々の防災に対する関心は高まっており、海岸部では津波対策、山間部では土砂災害対策といった地区別のきめ細かい防災対策が必要となっています。

また、高齢者による交通事故の増加や凶悪犯罪の発生、食の安全確保や新型インフルエンザ

等の不安要素が増していく中にあるには、町民が安心して暮らせる環境が求められています。

住民意向調査でも、まちづくりを進めていくためのキーワードとして、まず「安心・安全」が挙がっているように、安心・安全なまちづくりは、何よりも町民にとって重要なポイントとなっています。そのためには、自然災害対策の強化や防犯対策などを重視したまちづくりが必要となります。

#### (4)次世代の育成

少子高齢化の問題も含め、町にとって子どもたちは、家族のみならず地域全体の宝といえます。未来の町を支える存在として、また、町への郷土愛を忘れず日本全国や世界に羽ばたくような存在として子どもたちを育てることは、町にとって非常に重要な課題です。

これまでは、学生への経済的な支援として、みなべ町奨学金貸付制度などを創設し実施することで、町民の教育面をサポートしてきました。平成28年度からは、貸付だけではなく給付を行うふさと応援奨学金制度をスタートさせ、教育支援を強化しています。教育内容としても、地域学習などを実施し、愛郷心を育む取組などを行ってきました。ただ、社会が複雑化、グローバル化し、高度な知識や技術などが求められる中では、より一層の施策を進め、町を愛しつつ町内外で活躍できる子どもたちを育てていく必要があります。

また、産業分野に目を向けると、農林水産業では生産者等の高齢化が進んでおり、後継者不足が課題となっています。農林水産業においては、単に生産や漁獲をすればいいというものではなく、一定の技術力や品質が求められるものです。このままでは全国的なブランド力を有する南高梅をはじめ、農林水産品の供給力低下や品質の低下などといった事態を招く恐れもあり、町の経済的基盤が弱体化することも考えられます。

将来にわたって生き生きとした町であるために、子どもたちや後継者などをしっかりと育成していくことが大きな課題となります。

#### (5)町民交流の推進

町にとっては、NPO やボランティア、自治会活動など地域のコミュニティ活動が非常に重要です。これまでも、町民間の交流は行われてきており、行政としてもそのサポートを実施してきました。

町民同士が共に笑い、時には支え合うといったことを実現するためにも、今後も引き続き、町民間の交流を推進する必要があります。町民交流を推進することで、多くの町民が感じている町への愛着心がより高まり、さらに、町を愛してもらうために町民同士がふれ合い、笑い合えるような場づくりを積極的に行っていくことが重要です。

## 第2部 基本構想

- ▶ 第1章 みなべ町の将来像
- ▶ 第2章 将来像実現のための基本目標

# 第1章 みなべ町の将来像

## 1. 将来像

みなべ町には、海、山、川、温泉などの自然資源があり、産業もその特性を生かして農業、林業、漁業が盛んです。特に、農業では梅、林業では備長炭、漁業及びその加工業では蒲鉾や干物などが町の特産品となっています。

また、豊かな自然の中から生まれる、都会では得られないような自然と協調した暮らしや人との交流が町の特徴といえます。

平成19年に策定された「みなべ町長期総合計画」では、町の将来像を「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」と決めました。これは、平成16年に、南部町と南部川村が合併した際のまちづくり基本構想の概念に沿うものであり、町としても引き続き、継承し発展させていくべきものだと考えています。

現在、日本全体としては様々な社会情勢の変化もあり、それに伴い町を取り巻く状況も大きく変わってきています。しかし、変化の中にあっても守り抜かなければならないものがあり、そのような理念を基にまちづくりを発展させていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画においても引き続き、町の将来像を次のように定めます。

**海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち**



## 第2章 将来像実現のための基本目標

### 1. 将来像実現のための基本目標

将来像に掲げた「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を実現するため、次の5つの目標を定め、まちづくりを推進します。

#### (1) 緑豊かで快適なまち

本町には、海・山・川などの豊富な自然があります。山林の水源涵養機能により雨水を貯留し、きれいで豊かな水が河川に流れ込みます。栄養素を多く含んだこの山からの恵みは田畑などの豊饒な土壌も生み出し、海に流れては魚介類などの餌にもなり、豊かな漁場を生み出してくれています。この海・山・川がつながり結びついた自然の恵みは町民にとっての安らぎや潤いなどをもたらしてくれるものであり誇りでもあります。また、本町の産業は、これら自然からもたらされるものも多く、経済的にも豊かな恵みをもたらしている側面も併せ持っています。

しかし、これらの自然はそのままでは維持することはできず、生活排水などによる河川水質の悪化やごみの不法投棄などにより、町の誇りである自然が汚されるリスクは絶えずつきまっています。本町の豊かな自然は、ありのままに存在してきたというのではなく、先人が守り続けてきたものであるという意識のもと、今後も自然環境の保全に務めていきます。

また同時に、住民が暮らしやすいような快適なまちづくりも必要となります。町の人口減少や厳しい財政状況下での生活を考える上では、不便さの克服と併せて住民が快適に暮らしていけるようなまちづくりを進めていきます。

このようなまちづくりを行うことで、大都市では得られないような新たな価値を生み出すまちづくりを目指します。

#### (2) 永く住みたい魅力あるまち

少子高齢化が進んでいる本町にあって、少子化対策は、将来の町の存続にも関わる重要な問題であり、子育て支援をより一層進めていく必要があります。これまでも、婚活イベントの開催や医療費等の助成、保育環境の充実、学童保育所の拡充、奨学金の貸付や給付金支給など、県内有数の取組を行ってきました。今後も持続的に、結婚、妊娠、子育てと切れ目のない少子化対策を進めていきます。

また、町の将来を担う子どもたちに教育の充実を図ることも重要です。これまで、町としては学力の向上に努めており、本町の中学生においては県内や全国の中学生以上の学力がついています。今後は、先端教育の導入も見据えた教育環境の充実を図っていくとともに、自分たちが育った町に愛着と誇りを抱き、将来も町に関わっていきたいと思えるような地域学習などを

通じた教育の展開も進めていきます。

これからも永く住みたい魅力あるまちとするためには、子どもたちだけではなく、高齢者にとっても生き生きと暮らしやすいまちづくりが求められます。平均寿命が年々延びる中、単に長生きするというだけではなく、生活の質（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図ることで、高齢者の健康寿命も伸びて長く健康で活躍できるような地域づくりも求められています。本町では、これまでも高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実と高齢者の自立支援や社会参加の促進などを進めてきましたが、人口の約3割が高齢者であるという状況を迎え、これまで以上に高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

さらに、町民の豊かな生活を支える環境づくりとして、生涯学習や文化振興を進めていきます。

本町には生涯学習に関わるグループや団体が多数あり、生涯学習センターなどを利用して自ら学ぶ町民も多くおり、積極的な文化活動や生涯学習が行われています。これらの町民の取組を更に促進するため、誰もがいつでも学べる環境を整備し、生涯学習の推進を図っていきます。

これらの取組を通じて子どもから高齢者までがより健康で幸せに暮らしていけるように、より永く住みたいまちづくりを進めていきます。

### **(3) 便利・安心・安全なまち**

町民が輝くようなまちづくりには、観光や産業振興などを図るとともに、町民の利便性向上のための道路の整備や生活交通の維持が不可欠です。

また年々、町民の安心・安全に対する意識は高まっており、東日本大震災をはじめ大規模な災害や異常気象などが続く中、本町においては南海トラフ地震なども危惧され、より一層、災害対策は重要なものとなっています。特に本町は、海岸部、山間部など地理的な特性が大きく異なる地域を有しており、地域ごとの災害対策が必要となっています。同時に、過去の災害の例からもみられるように、災害時には行政機能の麻痺なども起こりうるため、行政単独での対策は難しく、自主防災や地域防災といった概念も当然重要となってきます。行政による防災対策はもちろんのこと、町民の防災意識の啓発や防災組織の維持、強化なども図り、町全体の防災力を高めていきます。

防犯に関しても、従来の想定されうる事案に加え、時代潮流を背景とした特殊な犯罪も発生しています。幸い、本町ではそのような事例はまだありませんが、従来の犯罪も含め、あらゆる防犯対策は町の安心・安全のために重要です。IT化や犯罪の巧妙化で、新たな犯罪手口も出てきており、引き続き防犯対策を進めていきます。また、高齢化の進展による交通安全の面からも、高齢者向けの運転教室の開催など、新たな交通安全対策も必要となっています。

安全という概念は、目に見えるものであったり客観的に判断できる部分がありますが、一方で、便利や安心は目に見えるものではなく、一人ひとり判断の基準が異なる部分もあります。こうした目に見える部分と目に見えない部分のどちらにも偏りがないように配慮した、便利・安心・安全なまちづくりを進めていきます。



#### (4) 町民参画と官民協働のまち

従来のまちづくりといえば、行政が主導し行うものでした。しかし、2000年代頃から、行政だけで行うまちづくりでは、多様化する住民ニーズに対するきめ細かな対応が難しくなり、その結果、行政以外が行うまちづくりが注目されてきました。地域おこし、地域活性化などともいわれ、その呼び名はいろいろありますが、住民が自主的に、若しくは行政とタッグを組んで新たなまちづくりを行うことが重要となっています。

本町でもそのような取組を行う団体などが生まれ、活動が行われています。このような活動は、住民が主体的に行うことが重要ですが、同時に行政による土壌づくりやサポートも不可欠な場合が多く、今後も引き続き官民が協働してまちづくりを行うべく、施策を進めていきます。

特に、人口が多い大都市とは違い、本町では町民一人ひとりが力を合わせ、共にまちづくりを行っていかねばなりません。大都市とは違うからこそ、町民一人ひとりの顔が見え、官民が協働してまちづくりを行うことができます。

これは、まちづくりだけにいえることではなく、行政運営においても同様です。行政運営は町民にとっては別のものというのではなく、共に築き上げていくものだということです。このような観点からも、より町民が参加しやすい行政づくりや行政改革を進めていきます。

#### (5) うめ世界一の元気なまち

本町は、平成22年の国勢調査において、第1次産業の就業者割合が38.7%と、農林水産業が主体の町です。特に農業は、全国一の梅の生産量を誇り、町の特産品である南高梅は、全国的にもブランド力があるとともに加工業や販売業を含めた梅産業は本町の基幹産業となっています。

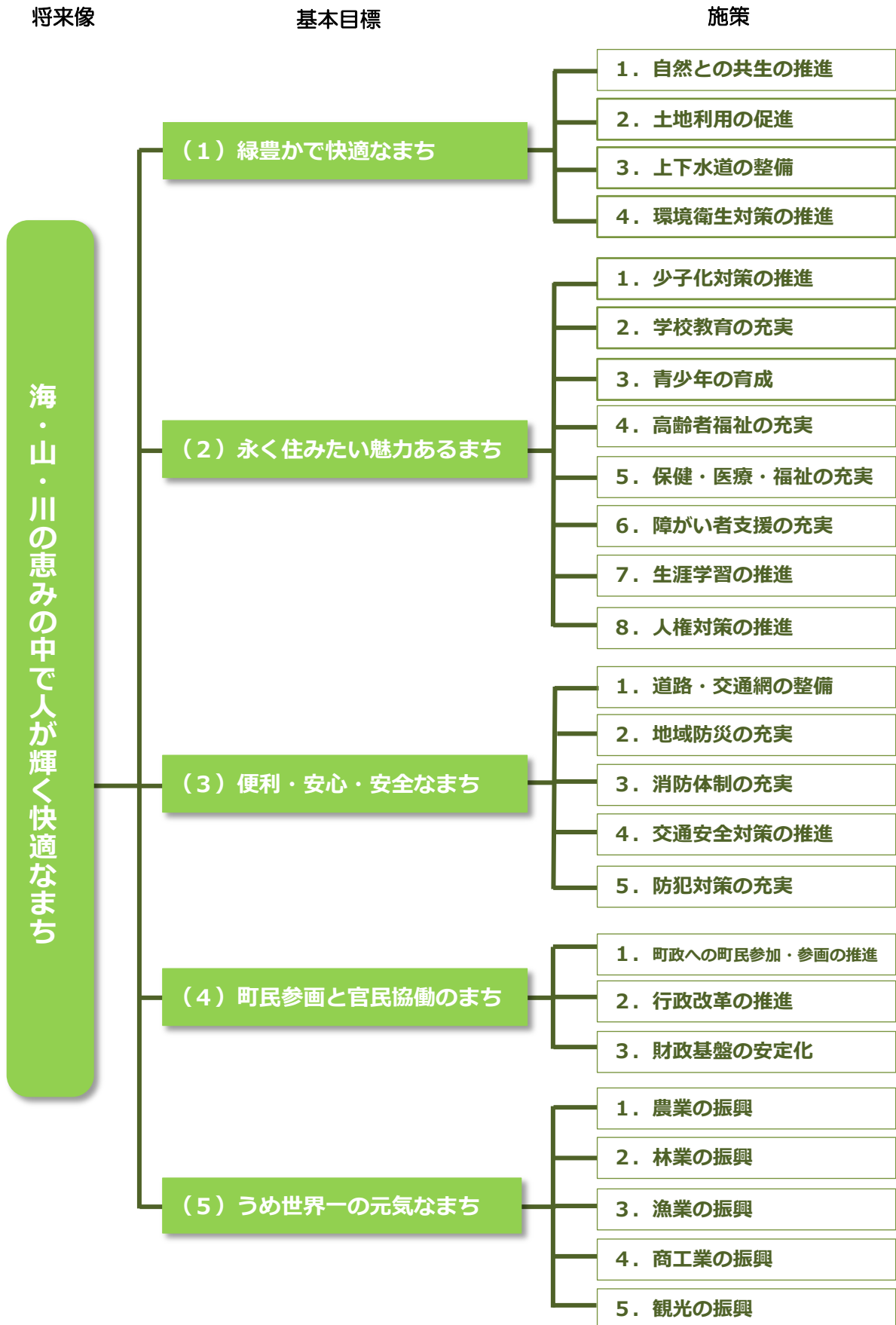
日本経済は、消費税増税により消費の停滞がみられ、期待された大都市から地方への経済の波及効果も不透明です。そのような中、本町においても食生活の変化などによる梅の消費量の減少や価格の低下により、所得の減少や後継者不足などの厳しい状態が続いています。

しかし、明治時代に高田貞楠氏が発見し、地元南部高校の名前に由来する南高梅は、100年以上の歴史を有するもので、今後も引き継いでいかなければならない農作物です。現在も全国的なブランド力を有していることから梅の品質向上を図り、梅を使った加工品をこれまで以上に開発するなどして6次産業化をより一層推進していく必要があります。

また、平成27年には環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が大筋合意され、今後は、海外展開もよりしやすい環境が生まれつつある中で、世界農業遺産の認定もあり、今後の梅産業のグローバル化や観光面での期待がもたれています。世界農業遺産は、その伝統的な生産方法や環境に配慮した循環システムが認定されたものです。地域の伝統的な農業や食材を大切にしようとするスローフードという概念も登場しており、本町には「千里の浜」や温泉などの観光資源もあることから、それらを組み合わせて相乗効果を図ることも考えられます。

一方、健康意識が高まる中での梅の医学的効能や機能性表示に係る研究の進展など、消費拡大の追い風が吹いている状況にもあることから、より時流に合った海外展開や新たな消費者ニーズを視野に入れて、梅を軸とした産業と観光の振興を図りながら、元気なまちづくりを進めていきます。

## 2. 体系図





# 第3部 基本計画

- ▶ 第1章 緑豊かで快適なまち
- ▶ 第2章 永く住みたい魅力あるまち
- ▶ 第3章 便利・安心・安全なまち
- ▶ 第4章 町民参画と官民協働のまち
- ▶ 第5章 うめ世界一の元気なまち

# 第1章 緑豊かで快適なまち

## 1. 自然との共生の推進

### 現状と課題

みなべ町は、海・山・川に恵まれ、その豊かな自然は私たちの生活に安らぎや潤いをもたらしてくれています。これら自然環境には、多様な生物も生息しており、薪炭林や棚田など良好な里山が残っています。里山では斜面を利用して薪炭林を残しつつ梅林を配置することで、薪炭林、梅林、水辺環境による地域特有の里山景観が保たれています。また、「千里の浜」はアカウミガメの産卵地として有名で、産卵時期には多くの人々が町を訪れています。梅林などと併せてこの豊かな自然は町にとっては重要な観光資源となっています。この自然の恵みを保つためには、町民の環境意識の向上を図るなど、町の自然を積極的に守り抜いていく必要があります。

そこで町では、山に関しては、自然環境保全のため森林の間伐等を行うとともに、特定の鳥獣による生活環境や農林業に係る被害が深刻な状況であることから、鳥獣の保護や管理を推進してきました。河川については、公共下水道の整備や浄化槽設置に対する補助を行い、公共水域の水質向上や保全に努めました。

そして、海・山・川の恵みを生かすため、山においては、備長炭の釜出し体験、川や海においては、南部川体験学習や夏の子どもまつりを実施するなど、子どもの頃から自然に親しむことで自然との共存や共生にも努めてきました。

公園整備に関しては、毎年、公園遊具の定期点検を行い、危険箇所については修繕して安全対策を進めるとともに、町内の主な公園を条例化することで、安全で安心して遊べるふれあいの場を提供してきました。しかし、公園遊具の老朽化や少子化により、今後の公園のあり方について見直していく必要があります。

町民の環境保全への意識づくりとして、計画的な環境学習や環境教育を進めることで、地域や事業所などに対する環境学習への支援を行いました。学校教育や幼児教育の場でも環境教育の充実を図り、町内の各小学校においては、ごみ処理場や下水処理場、水道施設の見学の実施を通じてごみの分別や水環境における水道と下水道の重要性を学習しています。また、町民に対しても冷暖房の設定温度を適正化するためのクールビズやウォームビズを推奨するなど、節電を心がけるよう広報しました。

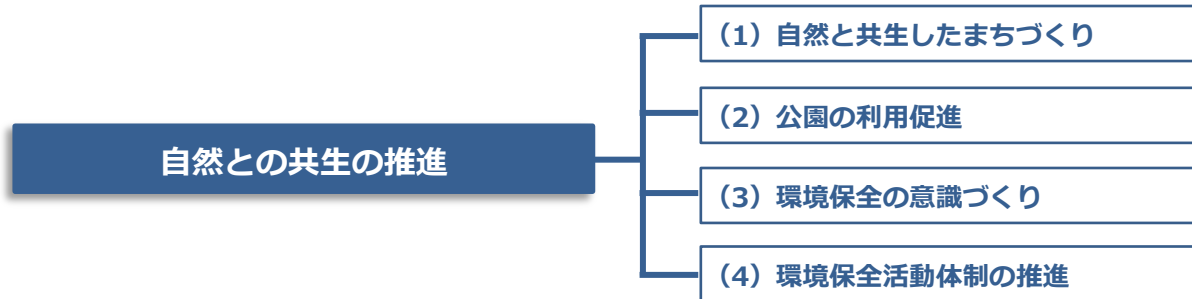
さらに、町内の道路や河川敷、公園を町民や各種団体がボランティアで清掃活動をするときには町ボランティア袋を支給するなど、お互いが協力して進めてきた結果、多くの方々にボランティア活動に参加、協力していただき、町内の道路や公園、河川敷などがきれいに保たれてきました。

## 基本方針

町の貴重な資源である海・山・川といった自然との共生を進めていきます。

そのため、町としては森林保全や水質保全などを行うとともに、町民による積極的な自然保護も進めるためのサポートや意識づくりなどに努めていきます。

## 施策の体系



### (1) 自然と共生したまちづくり

海・山・川との共生に力を入れて、引き続き、間伐等の実施による森林の保全、公共水域の水質保全に取り組んでいきます。また、良好な里山景観を今後も残しつつ、生物の多様性を保全していきます。

しかし近年、課題となっている鳥獣の被害防除対策については、駆除に苦慮しているところですが、効果的な対策を模索しながら、国土の保全、自然界のバランス、自然との共生という観点からも、長期的な対応を進めていきます。

### (2) 公園の利用促進

これまでの公園は子どもの利用を中心に施設整備などを行ってきましたが、高齢化が進む中で、子ども主体の公園から高齢者も利用しやすいように、地域のふれあいの場やいこいの場としての活用を図ります。

### (3) 環境保全の意識づくり

町民に対し、ごみの分別徹底や下水道への早期接続の重要性を広報やホームページ等を通して啓発し、環境保全への意識づくりを進めていきます。また、地球温暖化防止の観点からも、冷暖房の設定温度の適正化に伴うクールビズやウォームビズと節電の推進を図っていきます。

環境教育としても、ごみ処理場や下水処理場、水道施設への小学生の見学については、小さい頃から環境の重要性を知ってもらうよい機会として、学校と連携しながら今後も継続して実施します。

### (4) 環境保全活動体制の推進

町の自然を保全するには、行政だけではなく町民の自主的な活動が重要になってきます。そこで、町民のボランティア活動に対する支援をすることで、自然保全への意識高揚を図り、参加者の増加を進めていきます。

## 2. 土地利用の促進

### 現状と課題

本町の総面積は、120.28km<sup>2</sup>であり、土地利用の状況としては、森林面積が約7割、農地が約2割を占めています。可住地面積については、39.03km<sup>2</sup>で、面積率では32%となります。限られた資源である土地は、町の活動の基盤であり、自然環境を支える土台でもあることから、土地の保全と活用をバランスよく進めていく必要があります。

森林は、木材の生産のみならず、水源涵養や国土保全などの様々な多面的機能も有していることから維持管理を進めます。農地では、本町の基幹産業である梅産業の振興を図るため、生産性が高く安定した優良農地を確保してきました。

宅地については、核家族化の進展などにより世帯数が増加傾向にあることから、土地の需要は増加していますが、生産基盤である農地と調和した良好な住宅地の形成を図る必要もあります。

これら土地の実態を正確に把握するための地籍調査については、早期完了を目指して実施しており、町村合併時には地籍調査実施済面積が全体面積の10%程度でしたが、現在は34%ほどになっています。特に、津波被害が想定されるハザードマップで示された浸水区域にあっては、調査が完了しました。

住環境については、人口減少により、空き家が増加傾向にあることから、現地調査を行うなど現状把握に努めました。また、老朽化した町営住宅の改善や改築を進め、耐震診断で耐震性なしと判断されて耐震補強も困難であった猪野南部団地の中層耐火4階建て住宅の2棟（全32戸）を建て替え及び解体撤去しました。

【公営住宅等の状況】

(単位：戸)

設置者	総戸数	簡易耐火平屋	簡易耐火構造2階	準耐火構造2階	木造平屋	木造2階
町	205	4	65	32	47	57
県	18	0	18	0	0	0

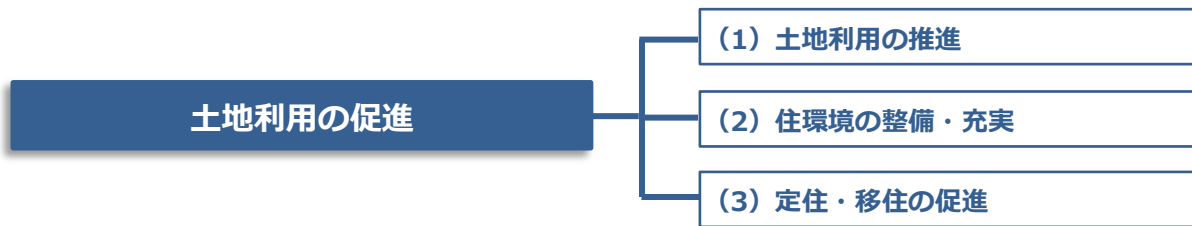
資料：建設課（平成28年4月1日現在）

### 基本方針

土地の保全と活用をバランスよく進めながら、計画的な土地利用を図っていきます。また、地籍調査については早期完了を進めていきます。

住環境については、増加傾向にある空き家の実態を把握し、対策の必要性なども検討します。また、老朽化する町営住宅では、定期的な改善や改修などの維持管理に努めることにより、よりよい住環境を整備していきます。

## 施策の体系



### (1) 土地利用の推進

優良農地の確保を進め、森林の公益的機能の維持を図っていきます。そして、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の届出が確実に行われるよう努めていきます。

地籍調査については、全体面積の65%が未実施であることから、継続的に調査していき、早期完了を目指して取り組んでいきます。

### (2) 住環境の整備・充実

管理が放棄された空き家は、老朽化が進み、倒壊の危険性が高まるなど治安の悪化などにもつながることから、所有者に適切な管理を促すための広報活動に努めます。

町営住宅では、耐用年数が同時期の建物が多く、建て替え事業費が増大となる可能性があるため、平成24年3月に策定した「みなべ町営住宅長寿命化計画」に基づき、定期的に改善しながら耐用年限を延ばしていきます。建て替えについては建物の状況をみて時期を検討し、できるだけ事業量の平準化を図りながら維持管理に務めます。また、建て替えや改善時にはバリアフリーの設備を取り入れたものにします。

### (3) 定住・移住の促進

人口減少に歯止めをかけるためにも、若い世代の定住や安心して暮らせる住宅地の整備を促進します。また、空き家情報を収集し有効利用を図ります。

### 3. 上下水道の整備

#### 現状と課題

本町の水道は、上水道と簡易水道から構成され、上水道は1事業体、簡易水道は4事業体があります。上水道については、平成25年に水道ビジョンを策定し、事業を進めてきました。ライフラインの機能強化のため東部配水池の新設及び緊急遮断弁を設置し、また、下水道工事等に合わせ老朽管の改修も進めてきました。

簡易水道については、送水管の一部を耐震管に布設替えし、谷口浄水場と西本庄浄水場では浄水設備（急速濾過機）の整備を行い、より一層安心安全な水を供給できるよう努めました。また、平成32年度を目標に上水道との一本化を目指し、簡易水道再編推進事業を進めています。

さらに、今後も安心安全な水を供給するためには、老朽管の更新や老朽化した浄水施設の整備が重要となっています。

下水道については、公共下水道の整備を進めており、農業集落排水5地区との統合を行い、全体計画区域面積を301ha、事業認可区域面積は292.4haとなりました。未普及地区については早期の完了を目指します。また、供用開始後3年を経過した未接続世帯についても早期接続や水洗化工事の啓発を行っていきます。

下水道区域外については、合併浄化槽への転換を促進するために補助金の交付を行っています。

#### 【上水道の状況】

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
みなべ町 上水道	昭和44年9月	地下水	4,350	13,650	7,543	55.3

資料：生活環境課（平成28年4月1日現在）

#### 【簡易水道の状況】

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
上南部 簡易水道	昭和34年4月	地下水	1,925	4,700	3,947	84.0
高城 簡易水道	昭和41年4月	表流水	288	1,200	1,036	86.3
高野 簡易水道	昭和60年4月	表流水	26	140	100	71.4
清川 簡易水道	昭和33年6月	地下水	344	920	735	79.9

資料：生活環境課（平成28年4月1日現在）

【公共下水の状況】

処理区域	全体計画区域面積 (ha)	供用開始区域面積 (ha)	供用開始区域内処理人口 (人)	普及率 (%)
みなべ処理区	301.0 (※)	198.6	7,078	67.9

資料：生活環境課（平成28年4月1日現在）

※事業認可区域面積は292.4ha

【農業集落排水の状況】

処理区域	供用開始年月	供用区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	全加入件数 (件)	接続件数 (件)	接続率 (%)	備考
西岩代	平成10年9月1日	19.4	640	131	115	87.8	
東岩代	平成11年9月1日	17.3	760	181	155	85.6	
受領	平成13年1月4日	3.7	190	37	35	94.6	
共和東	平成13年5月1日	19.8	1,570	261	221	84.7	平成27年4月公共下水へ接続
本郷	平成13年7月2日	10.1	610	131	119	90.8	平成28年4月公共下水へ接続
共和西	平成16年4月1日	7.0	340	77	51	66.2	平成29年4月公共下水へ接続予定
西本庄	平成16年4月1日	17.6	1,150	266	224	84.2	平成29年4月公共下水へ接続予定
晩稻・熊岡	平成17年10月1日	28.1	1,630	372	232	62.4	平成30年4月公共下水へ接続予定

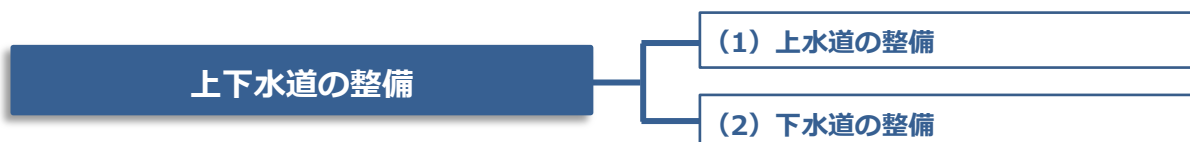
資料：生活環境課（平成28年4月1日現在）

基本方針

水道事業については、健全な経営に努め、老朽化した送配水管や浄水施設の改修などを計画的に進め、安心安全な水の提供を進めていきます。

下水道事業については、公共下水道の整備や供用開始地区の宅内接続工事を進め、水質保全や生活環境の向上と公衆衛生の改善を図っていきます。

施策の体系



## (1) 上水道の整備

上水道事業の健全な経営に努めるとともに、老朽管の改修を進めてきましたが、まだ更新できていない老朽管が多く残っています。また、建設して半世紀近く経過している浄水施設もあり、今後は計画的に改修等を行い、上水道の維持管理を進めていきます。

## (2) 下水道の整備

公共下水道について、未普及地区や農業集落排水の統合工事を進めていくとともに、供用開始地区の宅内接続工事については案内文書や広報誌等でも啓発を行い、早期接続を進めます。

また、浄化槽区域については、生活排水未処理世帯が多く、合併浄化槽設置補助金事業を継続して、水洗化を促進していきます。



## 4. 環境衛生対策の推進

### 現状と課題

快適な生活を送り、美しい生活を日々過ごすためには、ごみ対策や水質汚濁対策などといった環境衛生対策が重要です。町では、平成22年度に一般廃棄物処理基本計画を作成し、それに基づき適正に行っています。

一般廃棄物については、地元協議などにより、平成25年度末で町のごみ焼却場での処理を終了し、平成26年度からの3年間は、町の可燃ごみは広域圏組合を通じてすさみ町にお願いし、焼却しています。このことから、より一層廃棄物の減量やリサイクルを促進する必要があり、ごみの正しい分別方法を周知し、減量化に取り組んできました。今後は、焼却施設等の広域化（煙突の1本化）に向けての事業推進が課題となっています。

し尿処理の収集サービスについては、収集の効率化を図るため、許可業者に対する指導と協力を促進しました。また、浄化槽の清掃管理について、保健所等関係機関と連携を図り環境保全に努めました。浄化槽の清掃については法律で定められていますが、適正に実施されていない浄化槽が多くあることが課題となっています。

不法投棄対策については、海岸や山間部などの人が立ち寄らない場所に、ごみや不必要となった電化製品などが投棄されているため、環境監視員が不法投棄監視パトロールを行ってきました。また家庭から出る粗大ごみや処理困難物については、年に1回拠点回収を実施することで、不法投棄の防止に努めています。

公害対策としては、悪臭、黒煙、水質汚染などの苦情があった場合は、環境監視員と現地を確認し、原因が特定された場合は必要に応じて保健所などの関係機関と連携し指導しています。

水質の保全に関しては、下水道整備を推進するとともに、事業所に対しては水質汚濁防止施設の設置を促し、監視、指導に努めました。また、保健所と協力して排水の検査を定期的に行い、結果を報告して改善等指導をしています。さらに、上南部地区の農業集落排水区域を下水道区域に統合して事業所排水を接続できるよう工事を進めています。

【ごみ処理量の状況】

(単位：kg)

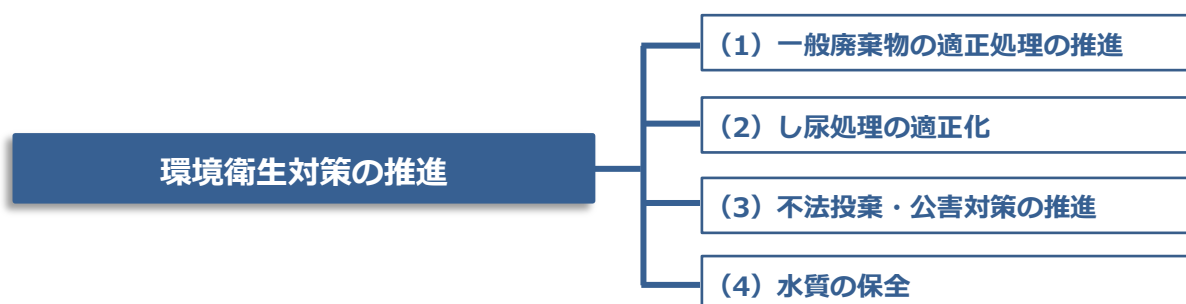
年度	焼却ごみ	埋立てごみ	資源ごみ
平成25年度	3,023,200	76,480	638,862
平成26年度	2,739,480	110,500	591,077
平成27年度	2,795,550	104,810	546,620

資料：生活環境課（平成28年4月1日現在）

### 基本方針

きれいな生活を送り、快適な日々を過ごすために、廃棄物やし尿処理、不法投棄、公害対策、水質の保全を進めていきます。

## 施策の体系



### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物については、広域化や民間委託などにより、適正に処理を進めていきます。

特に、台風や地震又は津波などの大規模災害による被災や被害で大量のごみが発生した場合の分別や仮置き場の確保などが必要となるため、検討を進めていきます。

また、わかりやすい正しいごみの分別方法について、定期的に周知していき、廃棄物の減量やリサイクルの促進を図っていきます。

### (2) し尿処理の適正化

収集サービスの効率化と浄化槽の清掃管理に関する法定検査の受検や保守点検を推進し、し尿処理の適正化を図っていきます。

### (3) 不法投棄・公害対策の推進

環境監視員による不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄禁止の看板設置と家庭粗大ごみの拠点回収により、不法投棄対策を実施していきます。また、公害対策についても、公害となる苦情があった場合は直ちに現地を確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら原因を特定した上で指導していきます。

### (4) 水質の保全

事業所に対して水質汚濁防止施設の設置を促し、保健所と連携して排水検査の定期的な実施などを継続的に行います。公共下水道への接続も普及啓発し、河川水質の保全を図っていきます。

## 第2章 長く住みたい魅力あるまち

### 1. 少子化対策の推進

#### 現状と課題

人口減少や高齢化が進む中、町にとっては、少子化対策は喫緊の課題となっています。若い世代が希望どおりに結婚し、子どもをもちたい人が安心して生み育てられるようにするため、結婚から子育て、そして教育に至るまで切れ目のない一貫した支援を充実させることが重要となっています。また、子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくりを進める必要もあります。

町では、結婚に関するサポートとして、県と連携し、「わかやま結婚サポーター」などによる婚活イベントなどを実施してきました。

また、子育てしやすい環境づくりのために、遊び場を確保し、親子関係の指導や助言などにより子どもたちの健全な成長を支援するとともに、母子と乳幼児の健康の確保や増進にも努めました。母子保健担当（保健師）と地域子育て支援センター（こひつじランド）が連携して子育て教室やサロンを開催し、未就園児とその母親の交流の場を確保しました。その中で育児不安のある母親には、保健師と保育士が協力して、相談に応じる機会もつくりました。

保育施設としても、上南部こども園の移設と新築、清川保育所の改築などの施設の改築を進めるとともに、保育時間の延長などで町民のニーズに合った保育環境の充実を図りました。ただ、南部幼稚園、愛之園保育園、南部保育所の高台移転や保育士等の確保などが課題となっています。

【保育所（園）の状況】

（単位：人）

保育所(園)名	設立年月	職員数	定員	園児数			
				計	3歳児以下	4歳児	5歳児
南部保育所	昭和51年4月	4 (10)	60	42	28	5	9
上南部こども園	昭和52年4月	7 (15)	150	129	65	32	32
高城保育所	平成16年4月	3 (5)	60	33	17	10	6
清川保育所	昭和45年4月	3 (1)	19	11	6	1	4
愛之園保育園	昭和23年6月	13 (2)	60	58	35	10	13
ひかり保育所	昭和32年4月	5	60	19	7	6	6

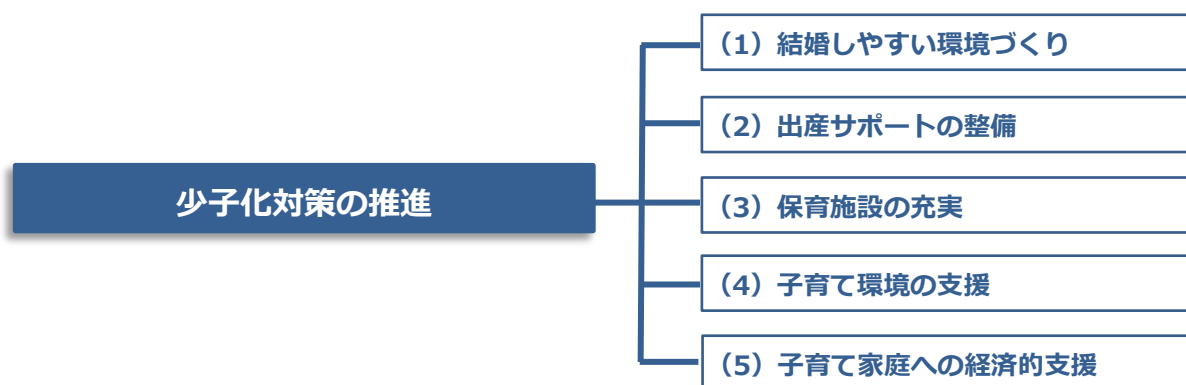
資料：住民福祉課（平成28年4月1日現在）

※（ ）内は臨時職員数

## 基本方針

結婚から出産、そして子育てまでの一貫した支援を実施し、子どもをもちたい人が安心して生み育てることができる環境をつくることで、少子化対策を進めていきます。

## 施策の体系



### (1) 結婚しやすい環境づくり

若者が結婚や子育てにもつマイナスイメージを払拭し、結婚や子育てに対して楽しさや喜びを感じられるような意識改革を進めるとともに、婚活イベントなどを通して男女の出会いの場も提供していきます。

### (2) 出産サポートの整備

若い世代に対しては、家庭科学習や保育体験及び乳幼児健診での中学生思春期体験学習などを通して、いのちの尊さや子育ての大切さ、楽しさを感じられる教育を推進していきます。また、出産環境の充実を図り、不妊治療に対して助成を行うことで出生率の向上を目指します。

### (3) 保育施設の充実

安心安全な保育施設とするため、南部幼稚園、愛之園保育園、南部保育所の高台移転を検討しています。また、障がい児の入所受入れ体制の充実や、入所保育年齢の低年齢化が一段と進んでいる中、町民ニーズを見据えながら、適正な保育士の確保や施設の充実に努めていきます。

### (4) 子育て環境の支援

育児不安の相談件数が増加している昨今、妊娠から出産、そして育児までの切れ目のない支援については、一層の充実を図ります。

妊婦届出時や妊婦教室で特定妊婦の把握を行い、就園時期までの早い段階で、子育て支援の関わりを開始します。また、必要に応じて妊産婦と乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診の充実も図ります。さらに、就園や就学後にも、保護者の了解を得た上で、保育所、幼稚園、小学校に相談内容の引継ぎを行い、一貫して切れ目のない支援ができるような体制を整えていきます。

#### (5) 子育て家庭への経済的支援

多子世帯の教育を応援するため、多額な教育費用に対し経済的負担を軽減する奨学金助成を行うなど、子育て家庭への経済的支援を実施していきます。

また、子ども医療費についても、引き続き助成を実施し、子育て支援を進めていきます。

## 2. 学校教育の充実

### 現状と課題

子どもたちは、町の将来を担う宝です。ふるさとを誇りに思い、心と体が共に健康で、社会に貢献できるような豊かな人間性を育てていくことが大切です。そのためには、教育内容の充実や教育施設の整備などを進め、学校教育の充実化を図っていく必要があります。

町では、教育内容について、特色のある教材の選定や個性に応じた指導を行うとともに、ボランティア活動やクラブ活動などを奨励し、豊かな心と創造力のある人間性の育成に努めてきました。地域を教材として活動を計画して、ふるさとを誇りに思う心を培うとともに思考力や表現力の育成にも取り組んでいます。授業においては、個に応じた指導をするために複数の教員で授業を行ったり、グループ学習等で話し合う場面を設定して互いの考えを尊重し認め合えるようにしています。また、豊かな人間性の育成のために学校で様々な体験活動を行うだけでなく、社会教育の活動にも積極的に参加するように呼びかけています。さらに、国際交流を進めるため、外国語指導助手2名を受け入れ、幼稚園や各小中学校で外国語を通して子どもたちが楽しく英語に触れ合う機会をつくりました。ただ、これまで地域学習などの特色ある教材づくりを進めてきましたが、その内容の固定化が課題となっています。

教育環境については、少子化で生徒数が減少する中、学校規模の適正化を図るため清川中学校と高城中学校を統合し、新高城中学校として平成26年度に開校しました。併せて校舎等の整備も行いました。また、各学校の体育館の吊り天井の落下防止とLED照明器具への改修も実施し、安全な環境整備を行いました。このほか、岩代小学校のプール施設の整備や、南部中学校の体育館の屋根塗装工事及びエレベータの設置なども行い、施設整備を進めてきました。

いじめ、不登校への対応としては、町と学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、いじめの解消に取り組んでいます。道徳教育等により心豊かな人づくりの充実を図るとともに、学校や家庭、適応指導教室と連携し相談体制の充実を図ることでいじめや不登校の防止、解消に努めました。また、あたたかい学級集団をつくることを通して人間関係を築く力を高め、不登校を生まない取組を進めました。スクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校となったときには、学校と適応指導教室等関係機関と連携してできるだけ早く学校に復帰できるように取り組みました。

【学校の状況】

学校名	平成 13 年		平成 18 年		平成 23 年		平成 28 年		
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	
小学校	南部	19	430	16	427	14	374	14	351
	岩代	6	79	6	67	7	70	7	67
	上南部	13	335	12	271	13	275	10	235
	高城	7	93	6	93	6	79	6	54
	清川	7	102	7	57	7	59	3	38
計	52	1,039	47	915	47	857	40	745	
中学校	南部	11	303	9	254	11	231	9	214
	上南部	8	171	7	164	5	118	7	140
	高城	3	61	4	41	4	47	3	63
	清川	3	39	4	55	4	31		
計	25	574	24	514	24	427	19	417	

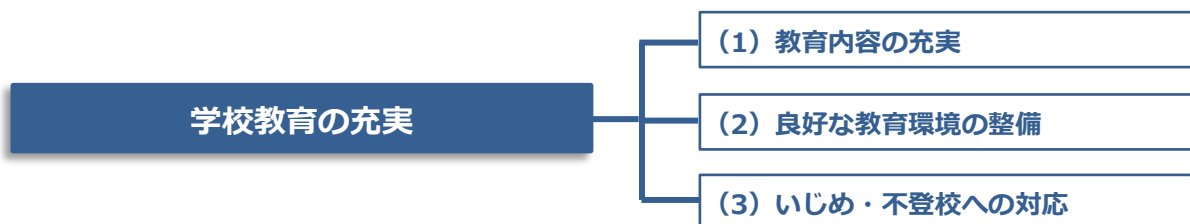
資料：学校基本調査（毎年 5 月 1 日現在）

※平成 28 年の高城中学校の数値は、平成 26 年度に高城中学校と清川中学校が統合した新高城中学校です。

基本方針

ふるさとを愛し、心の豊かさや生きる力を育めるような教育内容の充実や教育環境の整備と充実化を図っていきます。

施策の体系



(1) 教育内容の充実

個に応じた指導で基礎的な力をつけてきましたが、より一層、個を生かす指導を進めます。さらに、表現力等を育み、子どもたちにつけたい力を把握した上で、ICT の活用を含め創意工夫をしながら、教育内容の充実に努めていきます。学校教育はもちろんのこと社会教育においても体験的活動を設定し、子どもの心を豊かに育むような創造性の礎を築いていきたいと考えています。

また、引き続き外国語指導助手受入れ事業を実施し、子どもの頃から外国の言葉や習慣、文化に触れる機会を設けて、これからの国際社会に適応できる人材の育成に努めていきます。

## (2) 良好な教育環境の整備

良好な教育環境を整備するため、各学校の空調整備を順次進めていくとともに、必要な施設の整備、幼保一元化を見据えた南部幼稚園の高台移転計画等の検討も進めていきます。また、今後の町内の児童や生徒数の推移を把握しながら、町内の中学校の適正規模や配置についての検討を行っていきます。

## (3) いじめ・不登校への対応

学校や家庭、行政が一つになって、子どもの健全な育成に努めていきます。

いじめについては件数を減らすことだけに主眼を置くのではなく、早期発見、早期対応に努め、認知した場合には大きなトラブルになる前にできるだけ早く解消に努めます。

不登校については、子どもと学校とのつながりを強める取組を実施し、配置されたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を推進します。



### 3. 青少年の育成

#### 現状と課題

青少年を取り巻く環境として、少子化、核家族化、親の就業形態の多様化などが進んでおり、その健全育成活動の重要性は高まっています。特に、スマートフォンの普及により、これまでになかったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、青少年のインターネット利用を取り巻く環境やリスクが大きく変化しています。

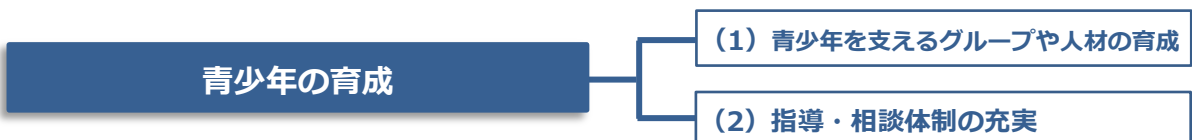
本町では、青少年の健全育成を目的とした団体の活動が活発に行われており、町としても青少年関係団体の活動を支援し、家庭や学校、地域との連携を強化してきました。県下全市町村で組織されている青少年育成町民会議と地域活動連絡協議会に加え、平成17年には日本宇宙少年団みなべ梅の里分団が、平成19年にはガールスカウト和歌山第5団が発足し、子どもたちの体験活動の選択肢が飛躍的に広がりました。さらに、平成20年に高城地区で、地域と学校と家庭が連携して地域の子どもたちを育む地域共育協議会が組織され、先進的な取組を行っています。

また、青少年の指導や相談体制の充実を図るため、地域社会や警察はもとより、家庭や学校などと連携し相談体制の充実を図り、非行の早期防止にも努めています。特に、青少年の指導や相談体制の核となる青少年センターは、合併前までは田辺広域市町村で共同運営していましたが、合併後にはみなべ町単独で設置し、きめ細かいサービスを提供できるようになりました。平成19年には、みなべ町の玄関口であるJR南部駅舎内に移転し、その利便性も高めることができ、併せて、町内小中学校や紀南の6つの高等学校をはじめ、各市町村青少年センターや田辺警察、みなべ町補導委員連絡協議会などの関係団体とも連携して、情報を共有できる仕組みを構築することができました。

#### 基本方針

少子化や核家族化、スマートフォンの急速な普及など、青少年を取り巻く環境が複雑化する中、関係機関と連携し、青少年の健全な育成を進めていきます。

#### 施策の体系



##### (1) 青少年を支えるグループや人材の育成

町内の青少年関係団体は、団体独自に活動を続けています。今後は、団体相互の連携を深め、相乗効果が見込まれる活動を呼びかけていきます。

## (2) 指導・相談体制の充実

青少年センターでは、家庭や学校からの相談、警察や町補導委員連絡協議会など関係団体との連絡等に迅速に対応するため、専門的な知識や経験をもった職員を継続的に確保し、指導・相談体制の充実化を図っていきます。

## 4. 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

健康寿命やQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）といった考えが重視されるようになり、高齢者にとっては単に長生きするだけでなく、知識や経験を生かして社会参加し、健康で生き生きとした生活を送れるまちづくりが求められています。

介護予防としては、地域包括支援センターが、介護予防事業の総括的な役割を担っています。高齢者を対象に介護予防の事業や活動支援を行い、要介護状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援しています。また、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域を目指して、介護予防に関する講演会や教室を開催し普及啓発を行うほか、各種介護予防事業（運動教室・認知症施策など）を展開しています。教室終了後の自主活動の支援や高齢者の居場所づくりとして、地区会場でのサロンなども開催しています。

介護をする家族への支援としては、介護疲れなどから心身に健康を害することの多い家族などに対し、介護方法の指導や相談業務など様々な支援を行いました。地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れたみなべの地域で、その人らしい生活を継続するために、様々な相談に応じることができる専門職員を配置し、相談窓口として機能しています。高齢者の生活を支える家族の方の相談は、個々の生活背景が様々で、対処の方法も多様です。ワンストップサービスとしての窓口機能を果たすとともに、関係する部署への連携を取り、具体的な対処方法を提案するようにしています。

このほか、高齢者の自立生活を支えるため、高齢者ニーズに応じた支援を行うとともに支援体制の強化を図りました。高齢者の暮らしの中で、自立の可能性を最大限引き出すための支援として、民間事業者と行政機関が支援の方向性を相互に確認しています。介護が必要になることを防ぐための取組や、また、介護や手助けが必要な状態であってもそれ以上に進まないよう介護予防の大切さを、様々な場面で伝えてきました。一般町民に対する介護予防教室や地区組織の集まりでは、教室での内容やテーマの設定を工夫してきました。また、介護保険サービスの提供においては、介護支援専門員が自立支援の目的をもってサービス調整ができるよう事業者への呼びかけをしてきました。

高齢者の社会参加に関しては、高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かした社会参加の機会を確保し、さらに、地域活動の重要な担い手として意欲的な活動ができるよう、シルバー人材センターの法人化を進めました。平成20年5月にみなべ町シルバー人材センターが公益社団法人として運営を始め、平成27年度末で会員数が165人、活動延べ人数が12,416人と、高齢者の方の社会参加及び活躍の場となっています。

また、自主的な学習活動への支援やスポーツレクリエーション活動の推進も図りました。長寿クラブ連合会へ助成をし、その活動の中で健康に関する気功教室やグラウンドゴルフ等のレクリエーション活動を行ってきました。さらに、高齢者が交流しやすい場づくりとして、高齢者が生活の身近なところで多様なサービスの利用や情報の取得ができるように、様々な活動や交流ができる場所の整備に努めてきました。

## 【介護保険の加入】

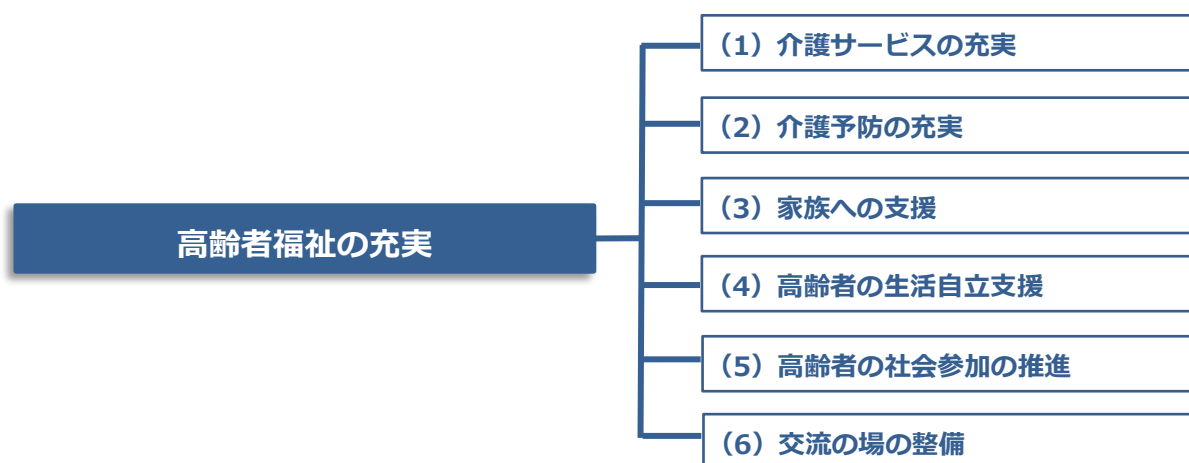
加入状況		給付の状況		
第1号被保険者 (人)	要介護認定者 (人)	総給付額(千円)	年平均利用者 数(人)	一人当たりの給付額 (円)
4,016	876	1,469,513	608	2,416,962

資料：住民福祉課（平成28年4月1日現在、給付の状況は平成27年度実績）

## 基本方針

高齢者が元気で豊かな生活が送れるように、介護サービスの充実化や自立の支援、社会参加の推進を図ります。

## 施策の体系



### (1) 介護サービスの充実

介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月からは介護予防事業が新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」として始まります。新しい制度のもと、介護サービスの充実化を図っていきます。

### (2) 介護予防の充実

新しい介護制度のもと、効果的な介護予防の円滑な推進が行われるように、内容の充実や体制整備を進めていきます。特に、講演会や教室の開催などを通しての普及啓発が重要です。ただ、教室に参加したいが、遠くて参加できないなどといった例もあるので、送迎対応や地区会場などを活用した教室の開催などを検討し、町民が利用しやすいサービスの提供に努めていきます。

### (3) 家族への支援

高齢者福祉や介護保険の窓口と地域包括支援センターとが、連携をスムーズにするための工夫をし、高齢者家族にかかる介護の負担軽減に努めます。相談窓口に関する町民への周知を徹

底し、業務のPRに努めます。

認知症高齢者の増加や高齢者虐待、権利擁護等の相談が増加し、より専門的な対処が必要になってきているので、関係機関とのネットワーク構築を一層推進します。

#### (4) 高齢者の生活自立支援

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中、住み慣れた地域や家での暮らしをできる限り続けるためには、町全体での支援体制の充実が必要です。安心して暮らせる「住まい」の提供や家で安定して暮らしていくための生活支援や福祉サービスに対する多様なニーズに対応できるよう、様々な支援内容の検討を進めていきます。

また、地域の助け合いの機能を強化しつつ、医療・福祉・介護・健康づくりの部門が目的を共有する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

単独の町行政では実現困難な基盤整備については、周辺行政との連携や課題共有を図り広域的なシステムづくりを検討していきます。

#### (5) 高齢者の社会参加の推進

高齢者の介護予防が重要視される中で、長寿クラブでの介護予防事業への取組をサポートします。長寿クラブ会員が主体的に地域の介護予防を支え、活躍できる体制づくりを進め、高齢者の社会参加を促進していきます。

また、高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かすために、高齢者の生きがいくつくりと社会参加の機会としてシルバー人材センターの活用と充実をより一層図っていきます。

#### (6) 交流の場の整備

一人暮らしの高齢者等が閉じこもりがちにならないよう、居場所づくりとして、気軽に歩いていける地区会場等を利用して、サロン等の設置箇所を拡充させていきます。また、生き生きと元気よく高齢者の方が地域で暮らせるように地域の既存の施設や民家等を利用して、交流の場を創設する仕組みの検討や構築を進めていきます。

## 5. 保健・医療・福祉の充実

### 現状と課題

高齢化が進む中、心身共に健康であることへの関心が非常に高まっています。また、食生活の変化やストレスなどから生活習慣病の増加も問題となっています。そこで、主体的に町民が健康づくりを行えるように、保健、医療、福祉の充実化を図っていく必要があります。

本町では、健康づくりを進めるため、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに健康づくりに向けた町民意識の啓発、相談業務の充実を図り、一人ひとりの健康づくりを支援してきました。受診率の向上を図るため、健診の日程や時間を工夫し、受診しやすい環境づくりに努めたところ、平成 26 年には特定健診受診率が 44.5%になりました。また、健康講座や健康相談を実施し、健康に対する知識の普及や啓発も行いました。

社会保障制度としては、各種保険制度等と医療助成制度の適切な運用により、安定した社会保障制度の維持と向上に努めました。介護予防事業の実施や健康診断による病気の早期発見等により医療費の抑制を図り、介護保険料、国民健康保険税等の町民負担をできるだけ抑えるよう努めてきました。

一方、重度心身障害児（者）医療については、町単独事業で療育手帳 B、障害年金 1～2 級、精神障害者手帳 1～3 級を対象とすることで、元々他町村にはない充実した医療制度を実施していましたが、さらに、平成 27 年 8 月より訪問看護療養費も対象としたことで、一層充実した制度となりました。また、子ども医療としては、平成 24 年より小中学生を、平成 27 年からは高校卒業程度までを対象に医療費助成を行っており、子育て支援に対する医療制度としては非常に充実したものとなっています。

地域福祉については、地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりに社会福祉協議会とともに取り組んできました。住民が地域で安心して生活するためには、地域住民同士が仲良くお互いに助け合い、支え合う仕組みと心をもつことが大切です。そのために平成 24 年度に地域懇談会を開催し、地域の課題と対策（解決方法）を話し合い「みなべ町地域福祉計画」を作成しました。また、社会福祉協議会においても小地域福祉活動支援事業等の各種事業を活用した地域づくりを行ってきました。

#### 【国民健康保険の加入・給付状況】

区分	加入状況		医療費の状況	
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	総費用額 (千円)	一人当たりの診療費 (円)
一般被保険者	2,426	5,386	1,204,442	217,251
退職被保険者	75	111	46,323	373,574

資料：住民福祉課（加入状況は平成 28 年 4 月 1 日現在、医療費の状況は平成 27 年度実績）

※診療費は、入院・入院外・歯科診療に要した費用

※一人当たりの診療費は、費用額を年間平均被保険者で除した額

【各種検診の状況（平成27年度）】

健診名	対象者数（人）		受診者数（人）			受診率（%）
	男	女	男	女	合計	
胃がん検診	5,466	3,191	1,187	633	554	21.7
ピロリ(ABC)菌検査	489	254	64	28	36	13.1
大腸がん検診	5,466	3,191	1,777	824	953	32.5
胸がん検診	5,466	3,191	2,289	1,049	1,240	41.9
肺がん検診 CT 検査	584	294	89	35	54	15.2
前立腺がん検診	2,275		968			42.5
子宮頸がん検診（※）	3,703		607	374	233	16.4
乳がん検診（※）	3,191		577	431	146	18.1
骨密度検査	640		213			33.3
脳ドック	65	34	24	10	14	36.9

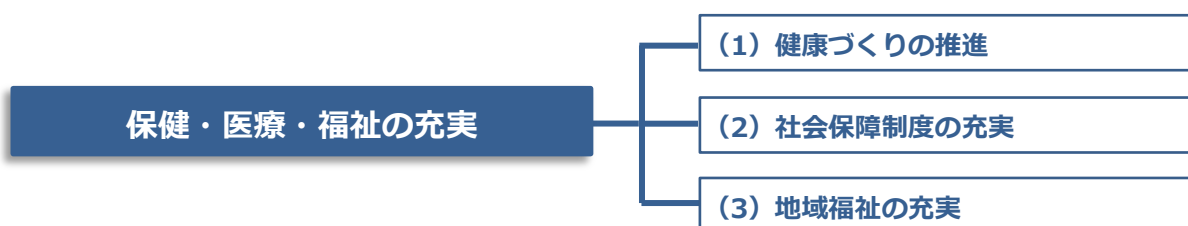
資料：住民福祉課（平成28年3月31日現在）

※表の受診率は平成27年度（単年度）のもですが、子宮・乳がん検診は2年に1回の受診となっており、前年度の2年分をトータルした受診率は、子宮がん検診32.7%、乳がん検診34.3%となっています。

## 基本方針

町民が心身共に健康であるように、各種教室やイベントの開催、健診の推進などを通して、町民による主体的な健康づくりを進め、保健・医療・福祉の充実化を図っていきます。

## 施策の体系



### (1) 健康づくりの推進

健診については、受診率は県内でも高く、引き続き受診率の向上と健診内容の充実化を図っていくとともに、受診した後のフォロー体制や未受診者への対策にも重点をおいて、健康づくりを進めていきます。

また、町民の心と体を健康に保つための様々なイベントの開催やトレーニング教室、ストレッチ教室、健康講座、健康相談などの内容の充実を図り、健康の維持増進を促進していきます。

### (2) 社会保障制度の充実

保険制度については、いずれの制度についても給付費が増大傾向にあるため、引き続き、介護予防事業の充実や健康診断の健診率の向上を図っていきます。

また、福祉医療については、町民ニーズなどを踏まえながら、引き続き、進めていきます。

### (3) 地域福祉の充実

地域福祉の充実を図るには、地域の住民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせることが大事であり、地域での支え合い、助け合いの仕組みづくりが大切です。そのため、町民、行政、町社会福祉協議会、各種団体がより一層情報を共有し、連携を強化していきます。



## 6. 障がい者支援の充実

### 現状と課題

障がい者が自立し平等に社会参加できるような仕組みづくりが求められています。

本町では、障がい者支援として、乳幼児期での障がいの早期発見と早期治療の推進に取り組みました。また、障がい者のホームヘルプやショートステイなどの居宅サービスを充実させました。町の単独事業としても、障害者福祉手当と障害児扶養手当の支給を行っており、障害者福祉手当については所得が低い方への助成として、障害児扶養手当については障がい児の子育てに対する助成として実施しています。

障がい者の自立支援としては、障がい者が地域で生活ができるよう、地域生活支援事業が創設され、地域生活支援サービスとしてのデイサービスや移動サービスが充実してきています。

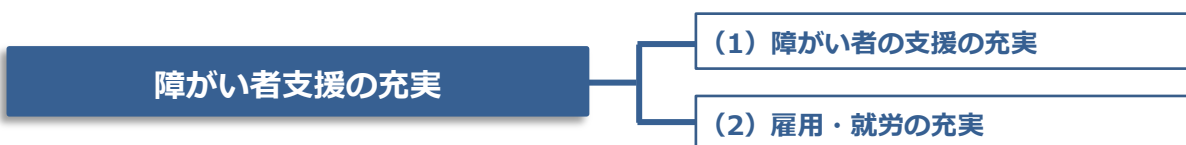
健康づくりについても、スポーツ教室やスポーツ大会（グラウンドゴルフ大会等）を行っています。

障がい者の雇用や就労については、障がいのある人が意欲や能力があっても就労に結びつかなかったり、働き続けることが難しい現状において、障害者自立支援法を考慮しながら、個々の心身や希望に沿った就労ができるように支援を行い自立と社会参画を促進しました。障害者自立支援法の変更にも対応しつつ、紀南障害者就業・生活支援センターが中心となり、就労先である作業所等の関係機関と連携して雇用の促進と底上げに取り組みました。職場適応への体制を充実させることにより、障がい者雇用に対する事業所の理解及び福祉圏域での障がい者雇用の促進も図ってきました。

### 基本方針

障がい者が自立し平等に社会参加できるよう、障害者総合支援法などの国の法律や制度改正などを見据えながら、障がい者の自立生活支援を進めていきます。

### 施策の体系



#### (1) 障がい者の支援の充実

生活支援事業の中で、日常生活用具、移動支援、日中一次支援などの事業についてはすでに進められており、その他の事業についても、より一層、充実させていきたいと考えています。

また、障がい者サービスから今後、介護保険に移行する方への支援方法に関する取組についても検討していきます。

---

## (2) 雇用・就労の充実

障がい者雇用について事業所の理解を深め、就労機会の確保に努めます。また、町民、企業、行政が障がい者に適した業務を発注したり、障がい者の制作した製品の活用を積極的に促進していきます。

## 7. 生涯学習の推進

### 現状と課題

町民が生き生きとした生活を送るために生涯学習の重要性は高まっています。

本町では、平成18年に生涯学習の指針となる「みなべ町生涯学習振興計画」を策定し、定期的に見直しを行いながら生涯学習の推進を図っています。

生涯学習の場を充実させるため、町民の学習活動拠点となる生涯学習センターを中心に、各地区の公民館、図書館、体育館などの施設整備を行いました。また、平成27年開催の紀の国わかやま国体に合わせて軟式野球の会場となる千里ヶ丘球場を大改修し、国体競技で使用されたクライミング施設を旧清川中学校体育館に整備するなど、社会体育施設の充実を図りました。ただ、生涯学習センターは平成18年度に大改修を行っていますが、他の公民館等は老朽化が進んでいるのが課題となっています。

生涯学習の内容については、公民館事業、図書館サービスの充実を図りました。図書館サービスについては、平成26年度からは祝日も開館し、町民の読書活動を応援しています。

生涯学習に関わるグループや人材の育成を図るためには、生涯学習について企画や助言ができる人材の育成に注力するとともに、生涯学習自体を促進するためには、自主的に学習活動を行っているグループへの支援に努めました。このほか、本町教育委員会では、各種団体や個人で様々な活動をしている町民を社会教育委員に委嘱し、生涯学習振興計画の策定などに関わってもらうことで、生涯学習の活動家としての意見を計画に反映させています。

また、学びたいときに学ぶことができるよう生涯学習に関する情報提供を進めるとともに、町民の学習ニーズに対し、相談や助言が行えるような体制づくりとして学習相談体制の充実化を図りました。さらに、町民の学習ニーズを把握し相談や助言を行うためには、担当職員のスキルアップが不可欠であることから、毎年、県が主催する社会教育関係職員を対象としたスキルアップ講座などを積極的に活用し、職員の資質向上に努めています。

文化活動としては、文化協会の活動を支援してきており、平成17年にみなべ町文化協会が発足して以来、多少の入れ替わりはありますが、参加団体数は60を切ることはなく、町内の各公民館などで活発に文化活動が営まれています。

文化財について、本町には、国登録有形文化財や和歌山県指定文化財、町指定文化財と数多くのものであり、これら文化財を適正に保護していくことが重要となっています。また、本州で有数のアカウミガメの産卵地として知られる千里の浜では、青年らが町外の専門機関と連携しながら、アカウミガメの保護活動を行っています。

【国登録有形文化財】

No.	種別	指定年月日	名称
1	住宅 建築物	H21.8.25	大江家住宅主屋
2	住宅 建築物	H26.10.7	大江家住宅大蔵
3	住宅 建築物	H26.10.7	大江家住宅東蔵

資料：教育学習課

【県指定文化財】

No.	区分	指定年月日	名称
1	建造物	S43.6.27	須賀神社本殿（3棟）
2	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 1号碑
3	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 2号碑
4	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 3号碑
5	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 4号碑
6	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 5号碑
7	建造物	S41.12.9	安養寺の自然石版卒塔婆 6号碑
8	美術工芸品	S35.8.16	銘於南紀重国造之
9	美術工芸品	S35.8.16	銘於南紀重国造之
10	天然記念物	S33.4.1	いすのきの純林
11	史跡	S33.4.1	岩代の結松
12	史跡	S33.4.1	岩代王子跡
13	史跡	S33.4.1	千里王子跡
14	史跡	S33.4.1	三鍋王子跡
15	天然記念物	S33.4.1	丹河地藏堂のイチョウ
16	名勝	S39.7.20	千里の浜
17	民俗文化財	S44.4.23	六斎念仏
18	民俗文化財	S51.3.11	名ノ内の獅子舞
19	民俗文化財	H5.4.13	西岩代八幡神社回舞台
20	民俗文化財	H28.3.15	東岩代の子踊り
21	民俗文化財	H28.3.15	西岩代の子踊り、西岩代の獅子舞

資料：教育学習課

【町指定文化財】

No.	区分	指定年月日	名称
1	建造物	H8.3.1	高城天宝神社
2	絵画	H8.3.1	御霊宮競馬図
3	絵画	H8.3.1	牛若弁慶図
4	絵画	H8.3.1	義経八双跳図
5	絵画	H8.3.1	騎馬武者図
6	絵画	H8.3.1	神社境域図
7	絵画	H8.3.1	絵図
8	絵画	H8.3.1	絵図
9	絵画	H8.3.1	神馬渡御図軸
10	彫刻	H4.3.25	超世寺如来形坐像
11	彫刻	H4.3.25	道林寺毘沙門天立像
12	彫刻	H4.3.25	光明寺誕生仏像
13	彫刻	H4.3.25	常楽観音堂菩薩形立像
14	彫刻	H4.3.25	奥谷薬師堂薬師三尊立像
15	彫刻	H4.3.25	須賀神社木造神馬
16	工芸	H4.3.25	超世寺梵鐘
17	考古	H4.3.25	前谷出土打製(刃部磨製)石斧
18	考古	H4.3.25	青蓮谷出土大型三角石包丁
19	考古	H4.3.25	青蓮谷出土柱状片刃石斧
20	考古	H4.3.25	田文字出土松喰鶴文鏡
21	考古	H4.3.25	田文字出土蔵骨器
22	考古	H4.3.25	瓜谷出土蔵骨器
23	考古	H4.3.25	西本庄出土菊花双雀鏡
24	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土経筒
25	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土青白磁合子
26	考古	H4.3.25	熊岡経塚出土刀子
27	考古	H8.3.1	熊岡大谷遺跡出土凹石
28	考古	H8.3.1	熊岡大谷遺跡出土石筐
29	書跡	H8.3.1	高城天宝神社棟札
30	史跡	H8.3.1	平須賀城跡
31	史跡	H8.3.1	野辺氏一族の墓所
32	史跡	H8.3.1	龍神氏一族の墓所
33	史跡	H8.3.1	花地氏一族の墓所
34	無民	H8.3.1	清川天宝神社住吉太鼓
35	無民	H8.3.1	極楽寺虫送り
36	無民	H8.3.1	須賀神社だんじり囃
37	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆
38	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆(御旅所)
39	建造物	S59.3.20	自然石板状卒塔婆(芝氏の墓)
40	建造物	S59.3.20	安養寺の宝篋印塔

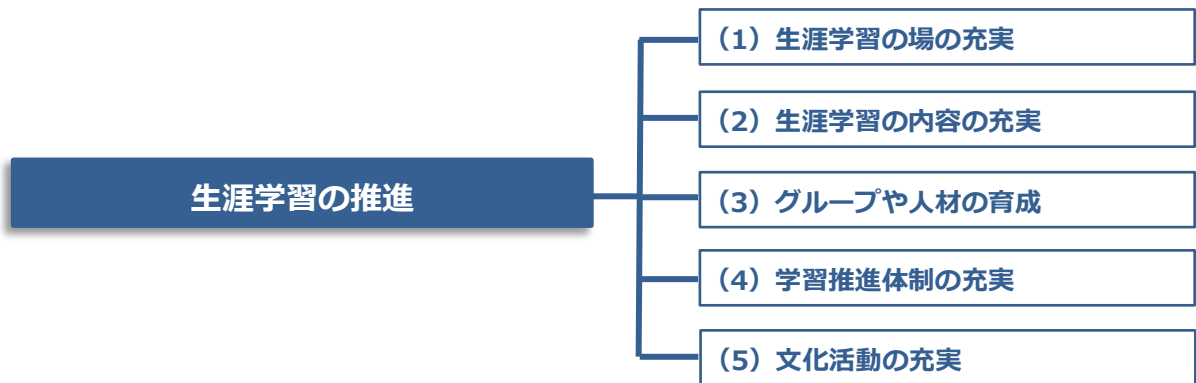
No.	区分	指定年月日	名称
41	建造物	S59.3.20	鹿島の宝篋印塔
42	絵画	S59.11.10	勝専寺の猩々画
43	彫刻	S56.10.12	木造阿弥陀如来三尊立像
44	彫刻	S56.10.12	安養寺の黒仏(恵心僧都坐像)
45	彫刻	S56.10.12	木造薬師如来坐像
46	彫刻	S56.10.12	木造地藏菩薩坐像
47	彫刻	S56.10.12	木造薬師十二神将像
48	彫刻	S56.10.12	木造阿弥陀如来立像
49	彫刻	S56.10.12	木造聖観音菩薩立像
50	彫刻	S59.3.20	岩代王子社の神像
51	工芸	S57.11.10	勝専寺の一重切の一笛
52	書跡	S57.11.10	宝物濫觴当山正当記
53	書跡	S57.11.10	安養寺縁起
54	書跡	S57.11.10	安養寺祭文
55	書跡	S57.11.10	山内重賢の宝永大地震津波之記
56	書跡	S57.11.10	熊代繁里の嘉永大地震津波之記
57	書跡	S59.3.20	東岩代八幡神社の棟札
58	書跡	S59.3.20	東岩代区有文書
59	史跡	S55.9.25	東岩代古墳
60	史跡	S55.9.25	小目津古墳
61	史跡	S55.9.25	大目津泊り遺跡
62	史跡	S55.9.25	城山古墳跡
63	史跡	S55.9.25	南部の台場跡
64	史跡	S55.9.25	芝古墳
65	史跡	S55.9.25	山内繁樹の墓
66	史跡	S59.3.20	徳本上人名号塔
67	史跡	S59.3.20	光明寺の一字一石宝篋印塔
68	史跡	S59.3.20	市谷山城跡
69	史跡	S59.3.20	熊代繁里の墓
70	天然	S55.9.25	堺地藏堂のソテツ
71	天然	S55.9.25	勝専寺のソテツ
72	天然	S55.9.25	鹿島神社のヤマモモ
73	天然	S55.9.25	東岩代八幡神社のクス
74	天然	S56.7.5	南高梅の母樹
75	天然	S59.3.20	西岩代川川口のハマボウの群落
76	天然	S59.3.20	鹿島
77	無民	H2.8.28	南道の奴行列
78	史跡	H19.4.1	万葉の故郷(岡と結)
79	天然	H19.4.1	アサマリンドウの群落

資料：教育学習課

## 基本方針

「みなべ町生涯学習振興計画」のもと、子どもから高齢者まですべての町民が生き生きとした生活を送り、自己実現ができるよう、生涯学習やスポーツ振興を進めていきます。また、文化活動の支援や文化財の保護を進め、地域文化の振興を図り、次世代に伝える仕組みづくりを構築します。

## 施策の体系



### (1) 生涯学習の場の充実

地区館などは、地域の生涯学習の拠点であり、引き続き維持管理を進めるとともに、災害時の避難施設としての機能も併せ持つことから、これらの機能を充実させるように検討していきます。

また、社会体育施設については、本来の機能を発揮できるよう維持管理を適切に行うとともに、競技人口が減少していることから、利用者ニーズを踏まえて施設設備を充実することで、スポーツ振興を図っていきます。

### (2) 生涯学習の内容の充実

町内の各地区で、文化協会に所属するサークルなどが、様々な活動を広げています。引き続き、サークル活動を支援していくとともに、新規利用者の開拓にも努めていきます。また、自主学習グループの活動支援も進めていきます。

### (3) グループや人材の育成

会員の高齢化などが進む中、広報誌などを活用して周知を図り、新規加盟団体発掘に努めていきます。

### (4) 学習推進体制の充実

町民の全体的なニーズを把握しながら、担当職員の更なるスキルアップを図り、学習推進体制を充実させていきます。

### (5) 文化活動の充実

団体の高齢化が進む中、若い世代を文化活動や保護活動に取り込めるような施策を行い、町の文化活動の活発化を図っていきます。また、指定文化財を適正に継承・保存し、それらを生涯学習に活用していきます。

## 8. 人権対策の推進

### 現状と課題

人々の価値観や生き方が多様化し、その対応やコミュニケーションなども複雑化しています。また、多様な価値観を受け入れ、その多様性を社会や組織の活性化につなげようというダイバーシティの考えも進みつつあります。

そこで町では、行政による人権施策の取組体制を強化し、教育分野における人権教育や啓発の取組を充実させました。人権擁護委員による人権相談を定期的を実施し、町民が相談できる場を提供するとともに、街頭啓発や福祉施設への訪問や呼びかけなど様々な方法で町民に人権について考えてもらえるような取組を続けています。

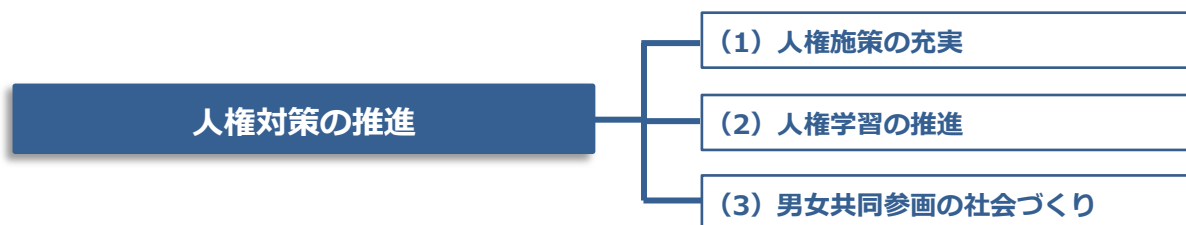
人権学習として、学校においては、人権問題に対して正しい理解と深い認識が得られるよう、人権教育計画を作成し計画的に人権意識を高める取組をしています。社会科の授業では、人権問題の歴史や今後の課題等を直接学習し、特別活動では人権教育に関わる講演を聞いたり、体験活動をしたりしています。また、毎年、町内の小中学校を訪問して人権作文や花運動などを通じて生徒達が人権について向き合い、考える機会をつくってもらえるよう学校に働きかけを行ってきました。様々な機会を通して学習することで児童生徒の人権問題に対する理解が深まり、認識も高まっています。社会教育においては、人権推進委員会が中心となり、人権標語の募集や人権啓発映画会の開催など、関係各機関との連携を図りながら啓発活動を推進しました。

また、男女共同参画については、啓発活動や体制づくりに努め、男女共同参画推進月間には町の広報誌で町民に向けての啓発を行うことで男女共同参画の推進を図ってきました。ただ、個人やグループの女性活動については活発に行われている面もありますが、町や各種団体等が主催する会議や研修会への参加率や役職等に占める女性の割合が低いのが課題となっています。

### 基本方針

町民が、他者に対してそれぞれの違いを認め、思いやりの心をもって接することができるように人権意識の向上を図り、普及啓発を行っていきます。

### 施策の体系





### (1) 人権施策の充実

これまでも人権施策を図ってきましたが、より一層、多くの町民に効果的に啓発できるよう取り組んでいきます。また、町民の価値観や生き方が多様化する中、それに対応できるように職員に対する啓発活動についても取り組んでいきます。

### (2) 人権学習の推進

子どもたちが人権作文や花運動に熱心に取り組んでいくことで、授業の一環として人権活動がうまく溶け込み、人権意識の向上につながっています。ただ、これまで学習してきたことだけでなく、インターネット上での人権侵害など新しい人権問題についても今後、取り組んでいく必要があります。このような認識のもと、学校で正しい人権認識を育てるとともに、保護者に対する啓発活動も進めていきます。

### (3) 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男性、女性という概念にとらわれず、男女が共に活躍できる場をつくるための普及啓発に努めていきます。

# 第3章 便利・安心・安全なまち

## 1. 道路・交通網の整備

### 現状と課題

本町の道路網は、大きく分けると太平洋に面する海岸部と、紀伊山脈に連なる山間部で構成されています。高速道路は阪和自動車道が、国道は南北に国道42号、東西に国道424号が整備されており、県道は8路線が開通しています。それらの道路を軸として、町道や農林道の整備を進めてきました。

国道と県道の整備については、これまで国や県に改良の要望を行い、国道424号は着実に改良工事が進んでいます。一方、県道は路線数の多さから未整備区間が相当あり、早期整備が今後の課題となっています。

町道については、主要な道路の未改良部分について国の事業採択を受け、拡幅等の道路整備を推進しました。橋梁については、みなべ町橋梁長寿命化修繕計画を策定するとともに、町管理道路の安全と快適さを維持するために随時、補修等を行ってきました。ただ、財源確保が難しい中、町単独事業での道路整備や町道の維持管理が課題となっています。

また、町民の生活交通を確保するため、生活バス路線に対する運行補助を毎年行っています。路線バスが運行していない地域については、交通の利便性を確保するため、平成17年からコミュニティバスの運行を行っています。

児童生徒の遠距離通学の支援については、中学校の統廃合や路線バスの廃止などがあり、新たに通学車両の購入やコミュニティバスの車両を有効利用するなどして交通の便を確保しました。その一方で、路線バスの廃止や運行補助の増加、コミュニティバス利用者の減少などの新たな課題も生じています。

#### 【道路の状況】

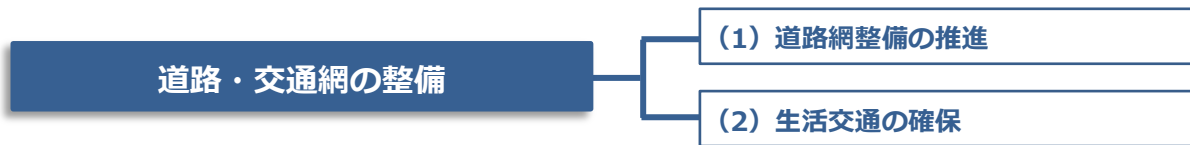
区分	路線数	実延長 (m)	備考
高規格幹線道路	1	8,583	
国道	国交省管理	1	9,625
	県管理	1	27,136 平成27年4月1日現在
県道	主要県道	3	16,497 平成27年4月1日現在
	一般県道	5	20,168 平成27年4月1日現在
町道	1・2級	48	57,451 平成26年4月1日現在
	その他	890	279,398 平成26年4月1日現在
主要林道	3	7,197	名之内線、桃の川線、上洞上木台線

資料：建設課

## 基本方針

町民の利便性を確保するため、計画的に道路整備を進めていきます。また、生活交通についても、バス運行のあり方などを検討し、安心・安全な暮らしの確保に努めていきます。

## 施策の体系



### (1) 道路網整備の推進

国道と県道については、国や県等への要望活動を実施し、早期の整備を推進します。

町道については、財源の確保が厳しい中、路線網の再検討やコスト縮減を図り、整備を進めていきます。町管理道路、特に橋梁について老朽化が進んできており、抜本的に維持補修工事をしていかなければならない箇所が年々増えているので、計画的に維持補修を進め、長寿命化を図ります。

### (2) 生活交通の確保

安心な暮らしの確保と町内交通の利便性を向上させるため、コミュニティバスの運行状況や利用者のニーズを踏まえながら、コミュニティバスの運行形態の見直しや効率化を図ります。

## 2. 地域防災の充実

### 現状と課題

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震など大規模地震の発生や、近年の異常気象に起因する大規模な土砂災害などが全国各地で発生しています。本町においても、平成 23 年に台風による大きな災害が生じており、地域防災はこれまで以上に重要となっています。

本町では、災害予防体制を確立するため、地域での自主防災組織の整備を行いました。

平成 22 年 10 月に設立した「みなべ町自主防災会連絡協議会」が中心となって地域単位の自主防災会の活動促進を図り、地域課題に対応した防災活動を実施するなど防災知識の普及に努めました。また、要配慮者への対応等についても、災害時の避難に支援が必要な方の把握を行い、地域支援体制が整ったときには支援が必要な対象者名簿が迅速に提供できるように名簿情報の収集に努めました。

一方、災害支援ボランティア体制を確立するため、災害ボランティア活動センターの設置等に関する協定を平成 24 年 10 月にみなべ町社会福祉協議会と締結し、ボランティア活動に関する専門家の支援が受けられるよう環境整備に努めました。

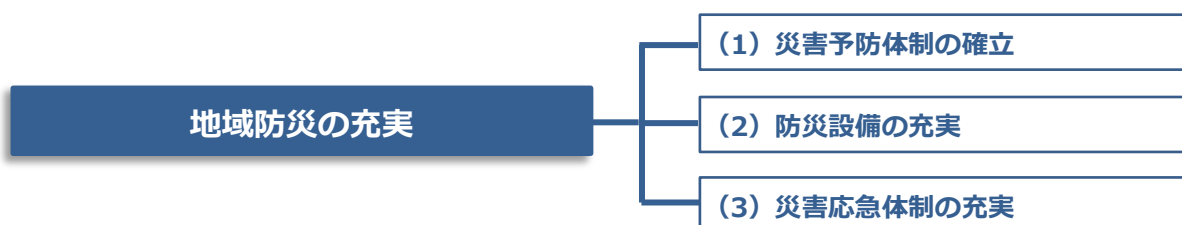
災害が発生した場合の応急体制としては、各災害協定に基づき、災害の種類や規模に応じて迅速かつ的確に災害応急対策ができるような体制を整備しました。具体的には、平成 18 年に締結した全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定の継続や多職種の民間事業者等との応援協定の締結に努め、平成 28 年 1 月現在では協定件数 31 件となっています。

また、おおむね小学校区単位に防災（支援）拠点を設置し、食糧や毛布等の備蓄のほか、非常時の連絡に必要な無線機の設置などを行いました。

### 基本方針

異常気象や大規模災害が発生する中、南海トラフ巨大地震の危険性もいわれており、みなべ町地域防災計画のもと、災害対策を進めていきます。

### 施策の体系



### (1) 災害予防体制の確立

地域単位の自主防災会には、引き続き「みなべ町自主防災会連絡協議会」が中心となって育成支援等を行い、町全体の防災知識の普及につなげていきます。

災害被害を想定したハザードマップ等を活用して防災知識の向上を図り、土砂災害等には早期避難を促進するなど警戒避難体制の充実・強化を図ります。

支援体制としては、災害時に避難支援が必要な町民に対し、迅速に対応できるように自主防災会や消防団、民生委員など支援者となる関係者への働きかけを強化します。また、災害ボランティア活動センターの立ち上げ訓練など、実践的な訓練を実施し、災害時に適切な運営ができるように人材育成等を通じて、支援体制の構築も充実させていきます。

### (2) 防災設備の充実

避難場所の収容可能人数を増やすため備蓄品や蓄電システムなどの整備を行うとともに、防災行政無線等情報伝達設備の多機能化などを図り、防災体制の充実を進めます。

土砂災害の防止対策では、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を推進し、がけ崩れや土石流から人命を守り、人家や公共施設の保全に努めます。

南海トラフ巨大地震への対策では、津波避難施設や避難路等の迅速な整備を行うことで津波避難困難地域の解消に努めます。大勢の避難者が想定される高台には、防災拠点の整備を推進し、関連する広範囲な道路整備とともに避難行動の円滑化を図ります。また、地震発生から津波襲来までの円滑な津波退避と自主的な避難行動の徹底のための実践的な訓練を継続実施するとともに、津波避難誘導標識等の設置を徹底し、町民はもとより観光客等の避難においても迅速に行えるよう、避難者対策に努めます。

### (3) 災害応急体制の充実

異常気象による大規模災害や南海トラフ巨大地震への応急対策を考慮し、これまで以上に、災害協定の締結を図るとともに、協定締結先との実践的な訓練の実施を進めていきます。

災害想定に対応した備蓄食糧等の確保においては、公的備蓄では限界があるため、地域町民等の協力を得ながら災害時における食糧等の確保に努めます。また、避難所開設や運営が適切に実施できるように、避難所別の運営マニュアル作成や訓練実施も行っています。

### 3. 消防体制の充実

#### 現状と課題

町民の安心・安全を保持するためには、消防対策が重要です。特に、人口減少や高齢化が進む中、本町では消防体制の維持と確保が大きな課題となっていることから、消防団員の確保にも努め、地域消防力の向上を図ってきました。

消防団員数は、平成 27 年度で 298 名（定員 300 名）と若干定員割れをしているものの、毎年、消防ポンプ操作訓練や消防無線機器の通信訓練などを行うとともに、日高広域消防本部の協力を得て、林野火災を想定した訓練を実施するなど、消防団員の技術向上を進めてきました。また、消防水利に関しては、消火栓 9 基、防火水槽 2 基を新たに設置し、水利の充実を図りました。

火災予防については、火災を未然に防止するため広報活動や講習会を開催して防火意識の高揚に努めました。年末警戒や秋の全国火災予防運動週間及び 1 月 10 日から 2 月 27 日までの間は、冬季特別警戒として消防車による啓発活動を行いました。また、各地区の防災訓練で初期消火の講習を行うことで、町民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報機設置が義務化されたことから、高齢者世帯等に設置に対する助成を行い、火災警報機の設置を推進しました。

【消防団員の状況】

組織	管轄	団員数（人）
本部	—	4
第 1 分団	南部	33
第 2 分団		29
第 3 分団		28
第 4 分団	岩代	28
第 5 分団	上南部	50
第 6 分団		50
第 7 分団	高城	37
第 8 分団	清川	38
総数	—	297

資料：総務課（平成 28 年 4 月 1 日現在）

【消防車両及び水利の状況】

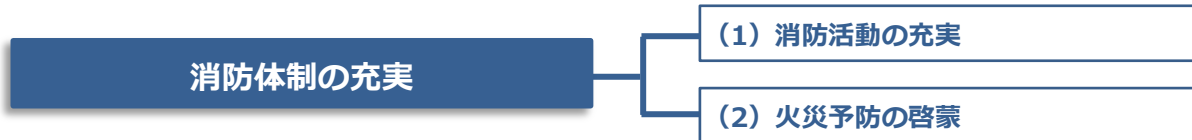
消防車両（台）		消火栓	防火水槽	消火井戸
消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車			
21	5	423	63	27

資料：総務課（平成 28 年 4 月 1 日現在）

## 基本方針

人口減少や高齢化が進む中、消防体制の維持と確保を図るとともに、町民の防火意識高揚のため、普及啓発を進めていきます。

## 施策の体系



### (1) 消防活動の充実

少子高齢化による消防団員の高齢化が進む中、新入団員の確保のため、町内の事業者への協力依頼や町民の理解を深める更なる広報活動を推進していきます。

### (2) 火災予防の啓蒙

町内の火災発生件数は年々減少傾向にありますが、国内では毎年火災による死亡が後を絶たない状況です。日頃から防火意識高揚のために、広報活動や講習会を実施していきます。

## 4. 交通安全対策の推進

### 現状と課題

近年、高齢者が交通事故の被害に遭う例はもとより、高齢化による判断能力の低下等から高齢者が交通事故を起こしてしまう例など、全国的に高齢者による交通事故の発生が増えています。また、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故も相次いで発生しており、町民の交通に関する安心や安全を確保するため、交通安全対策の重要性が増しています。

これまで本町では、学校や地域を通じて交通安全教育の普及に努め、交通安全運動期間中には街頭啓発を行って交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけました。

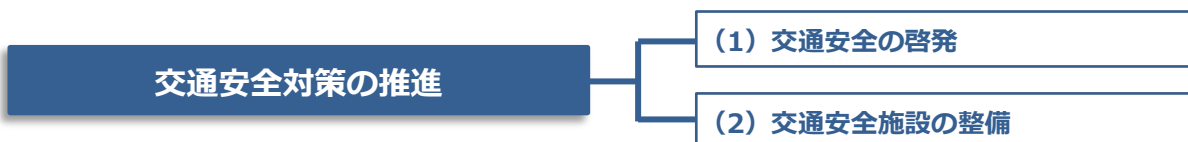
また、児童生徒の通学路については、関係機関の連携を図るため、道路管理者、警察、学校、保護者と教育委員会などがメンバーとなり通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全を確保するため定期的な合同点検などを行いながら対策の検討や実施を進めてきました。

交通安全施設の整備では、歩行者の安全を確保するため歩道や狭く危険な箇所の拡幅や改良など、道路状況に応じた安全施設の整備を実施して高齢者、障がい者、子どもたちに安全で安心できる交通環境の改善を図りました。

### 基本方針

全国的に高齢化などに伴う交通事故が増加している中、交通安全教育の普及啓発を進め、交通事故の防止に努めます。また、交通の安全が確保できるよう、地域の実情を踏まえ交通安全施設の整備や交通マナーの向上を図るなど、交通安全対策を進めていきます。

### 施策の体系



#### (1) 交通安全の啓発

交通事故を防ぐためには、一人ひとりの交通安全に対する意識を高めることが重要であり、引き続き街頭啓発や交通安全教室など、積極的な普及活動に努めます。

また、高齢者による事故が全国的に増加傾向にある中、高齢者向け交通安全教室などを定期的に関催し、交通安全指導を推進します。

#### (2) 交通安全施設の整備

交通安全対策として必要な施設の新設や老朽化した施設の更新及び改良等を計画的に進めていき、道路における安心・安全の確保を図ります。



## 5. 防犯対策の充実

### 現状と課題

地域における安心・安全を確保するためには、防犯対策が必要です。特に近年は、振り込め詐欺などで新たな犯罪手口が現れるとともに、IT化の進展で、これまででは想定できなかった犯罪も登場しています。

そこで本町では、地域コミュニティを活性化し地域ぐるみの防犯活動を支援するため、各自治会と行政との連携を密にするとともに、各自治会においては、声かけ運動を推奨するなど地域のつながりを深めることで防犯活動の充実を図りました。

安全な環境確保の一環として、夜間の犯罪防止と安全な通行のために、防犯灯の設置を進めるとともに、各自治会が設置する防犯灯については、町からの助成を行い、防犯灯の整備を進めました。また、犯罪の防止を目的にJR南部駅前に防犯カメラを設置しました。

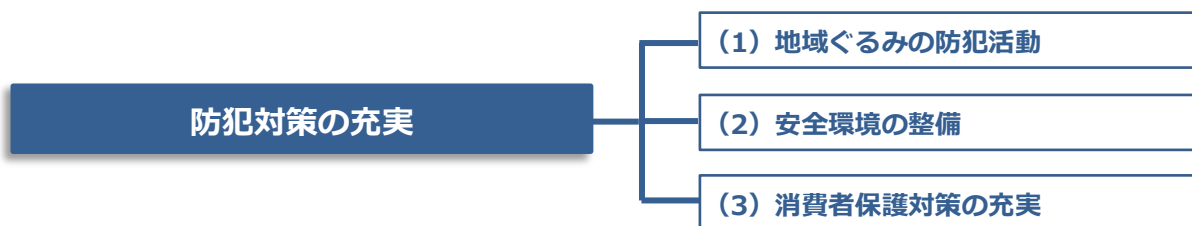
消費者保護対策としては、消費者擁護のための相談業務の充実を図り、平成22年度からは消費者行政活性化交付金を活用して、専門相談員による消費者相談を各月に開催しました。また、消費者被害防止を目的に、地域住民へのよりきめ細かい啓発活動の強化を図るため出前講座を適宜実施しています。

消費者保護を進めるため、広報活動などを通じ、消費生活に必要な情報を提供するとともに、消費生活の安定及び向上に努めました。

### 基本方針

コミュニティ活動などを通じた防犯活動や防犯設備設置の促進などを実施して防犯対策を進めていきます。また、相談窓口や普及啓発などを通して、消費者保護も図っていきます。

### 施策の体系



#### (1) 地域ぐるみの防犯活動

各自治会においてコミュニティ活動が活発になるよう、情報の提供と財政的援助をして、行政と地域が連携を取りながら防犯活動の充実を図っていきます。

## (2) 安全環境の整備

防犯灯の定期的な見回りを実施し、必要に応じて修繕等を行って、設備の維持管理に努めるとともに、助成金事業により引き続き LED 灯への取替えを推進します。また、明るく安心・安全なまちづくりを進め、町民をはじめ、みなべ町を訪れる方が安心して安全に過ごせるよう防犯対策として防犯カメラの設置を進めます。

## (3) 消費者保護対策の充実

交付金等を活用し、消費者相談窓口の強化を図るとともに、近年増加している高齢者等を狙った悪質商法被害の防止に重点をおき、消費者被害に遭わないよう町民への啓発強化を図ります。

# 第4章 町民参画と官民協働のまち

## 1. 町政への町民参加・参画の推進

### 現状と課題

町を取り巻く環境の変化や町民の行政に対するニーズが多様化する中、町政の情報を積極的に町民に発信し、町民の声を聞き、町民と共に町政を運営していく必要があります。また、行政だけでは難しい町民主体のまちづくりの重要性も高まっています。

広報活動については、より開かれた町政を目指して広報と広聴活動の充実に努め、「広報みなべ」を月1回発行し、必要に応じてお知らせなどのチラシ等を作成して各戸へ配布しています。

町政への町民参加や参画を推進するため、町長等が各地区に出向き地区懇談会を開いたり、町政に対するアンケートの実施や提案箱の設置をしたり、さらに、各種協議会等の会議において意見の聴取を行うなど町民の声を行政活動に反映させて、計画段階から町民と一体となったまちづくりを進めました。

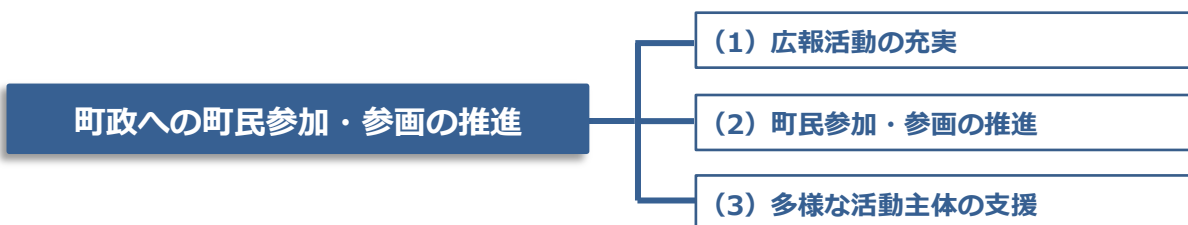
また、まちづくりに携わる各種団体への活動助成を実施し、それぞれの団体において知恵を出し合いながら地域の活性化を推進しました。

### 基本方針

町民の町政への積極的な参画を推進するため、広報誌やホームページなどを通して積極的に広報活動を進め、町民への情報発信を行っていきます。また、各区や各種委員会、グループ等の活動を把握して、より細かく町民の意見や要望を収集する広聴活動に努めていきます。

さらに、町だけではなく、町民、事業者、NPOなどとの協働を図りながらまちづくりを進めていきます。

### 施策の体系



### (1) 広報活動の充実

広報誌や町のホームページは、内容をより充実させて、町民が見たくなるような、よりわかりやすいつくりにならせます。また、情報通信基盤の整備と利活用を推進し、町が発信する情報が的確かつ迅速に町民に伝わるよう整備の強化を図ります。

個人情報保護条例との整合性を図りながら、町民の知る権利を尊重し情報の公開に努めていきます。

### (2) 町民参加・参画の推進

町民との対話を大切に、町民の参加と参画を推進していきます。すべての人が町政に関わり、参加していくという気運が高まるよう、地区懇談会や町内のイベントなどを開催していきます。

### (3) 多様な活動主体の支援

本町には、まちづくりに携わる各種の団体があるので、それぞれに知恵を出し合いながら地域の活性化につながるよう、活動の支援やサポートを行っていきます。

## 2. 行政改革の推進

### 現状と課題

多様化し高度化する町民ニーズや厳しい財政状況、地方分権や地域間競争の激化など、地方行政を取り巻く環境はますます厳しくなっています。このような厳しい環境の中では、柔軟に対応できる組織づくりを行い、地方自治体自らが創意工夫してその体質の強化を進めていく必要があります。

本町では、行政運営の効率化を図るために行政改革大綱を定め、総合的で効率的な行財政運営に努めてきました。平成19年度に行政改革第1次実施計画を、平成24年度に第2次実施計画を作成し、事務の効率化を図りながら平成24年1月には役場第2庁舎を廃止し行政運営の効率化にも努めてきました。公共施設の管理については、指定管理者制度が適している施設については積極的に導入を図りました。また、行政運営のIT化促進のため基幹系システムや情報系システムにクラウドシステムを導入し、経費の削減や利便性の向上を図ることで行政機能の充実と事務の簡素化、効率化に努めました。

行政組織としては、住民生活重視型の組織づくりを進め、平成16年の合併当時は町長部局に15の課と室がありましたが、平成19年度には、10の課と室になり、さらに、平成26年度においては9つの課に再編しました。ワンストップサービスの充実も図り、町民がサービスの提供を受けやすい体制づくりをしました。

職員については、業務量の的確な把握に努めるとともに、業務の委託を検討した上での職員の適正な定数管理を行いました。また、和歌山県市町村職員研修協議会の研修に、毎年度、十数名程度の職員を参加させています。町独自でも年1回の庁内職員研修を実施するなどの職員研修等を進め、職員の能力や資質向上を図りながら職員の適性や能力に応じた人員配置を図りました。

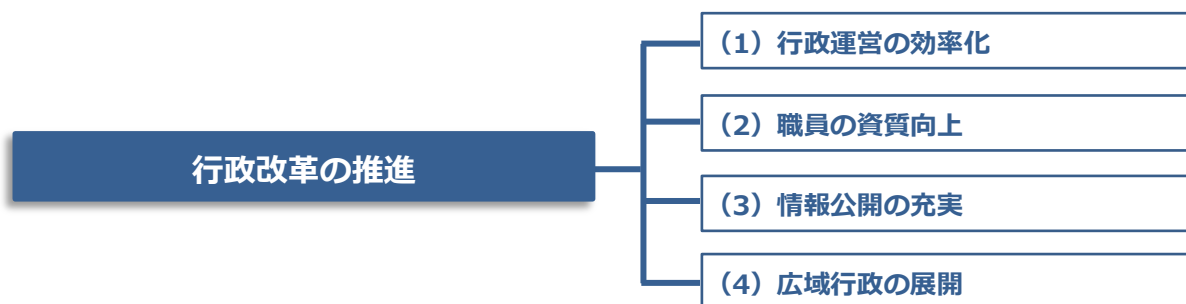
情報公開については積極的に行うことにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、公正で民主的なまちづくりを推進してきました。職場内においても情報公開条例や公文書の開示等に関する規則についての理解を含め、文書の保存期間の徹底や情報公開を念頭においた整理を行うなど、情報公開制度の適正な運用に努めました。

広域行政を推進するために共同で行うほうが効率的に処理できる事務については、一部事務組合などを設立して他の自治体と共同処理を進めました。平成21年には、住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金の管理や改修に関する事務等を共同で処理するため、和歌山県住宅新築資金等回収管理組合を設立しました。平成25年には、廃棄物の最終処分場の設置や管理、運営に関する事務を共同処理する目的で紀南環境広域施設組合を設置しました。

### 基本方針

町民ニーズの多様化などに対応しながら、効率的な行政運営を推進するとともに、行政サービスを提供する職員の資質と能力の一層の向上を図っていきます。

## 施策の体系



### (1) 行政運営の効率化

社会の変化が激しい現在において、その状況に合わせ、柔軟な組織づくりを行い、事務の効率化や町民へのサービスの向上に努めます。事務の効率化を図るためのシステムコストが増大化する中、費用対効果を見据え、行政のシステム化を進めていきます。

また、施設の管理については、総管理計画を作成し、状況に応じた施設の効率的な使用方法を検討していきます。

### (2) 職員の資質向上

今後の社会経済情勢の変化や多様化する行政への期待と町民ニーズに対して的確に対応していくためには、各職員の業務に対する知識や職員の仕事に対する取組、職員の職務職責に対する意識の向上が何よりも大切です。そのため、継続的に実施している各種研修への積極的な参加促進や職場内での各業務に対する勉強会などの機会を設け、職員の資質向上を促進します。

また、職員のコンプライアンス意識のより一層の向上を図るとともに、行政に対する町民の信頼を得られるよう事務、事業を進めていきます。

### (3) 情報公開の充実

町民の知る権利を尊重し、町民に対する説明責任と透明な行政を進めるために、職員の情報公開制度に対する理解も深めます。個人情報保護条例との整合性を図りながら、情報公開を進めます。

### (4) 広域行政の展開

町民に対する行政サービスの利便性などを考慮しながら、広域的に処理をするほうが効率的な事務については、状況も見極めつつ必要に応じて、他団体と協議しながら広域行政に努めます。

### 3. 財政基盤の安定化

#### 現状と課題

厳しい財政状況が続く中、町民のニーズに即した行政サービスの提供と町政の推進を図るために、しっかりとした財政基盤を確立する必要があります。これまでは、財政運営の健全化を図るため、地方債の繰上償還や地方債発行の抑制、経費の削減などを進めてきました。

歳入については、税収を確保するために、町民への納付を呼びかけるなどして納付率の向上に努めました。また、税やその他公共料金については、コンビニエンスストアでの支払を可能にすることで収納率の向上も図りました。

歳出については、支出の見直しを行うため、経常経費の削減や人件費の抑制、建設事業の優先度の検討を進めました。その結果、人件費については、合併当初に比べて約2億円削減することができました。また、建設事業において、優先度と投資効果を考えながら地方債の発行も抑えてきた結果、地方債残高についても約2割減少させることができました。

このほか、独立採算制が基本である事業についても、その事業ごとに健全化を進めてきました。水道事業に関しては、上水道事業と簡易水道事業の使用料金の統一化を図り、水道事業の統合に向けての準備を行いました。さらに、農業集落排水事業では、区域の一部を公共下水道事業の区域に取り込むことにより農業集落排水事業の処理場が減少したため、さらに、料金の統一を図ることで経営の健全化が一層進むと推測されます。

ただ、水道事業については、昭和40年代に整備した施設の老朽化が進みつつあるため、今後、改修などに多額の費用がかかると見込まれます。

#### 【歳入決算額の状況】

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町税	1,461,746	1,466,570	1,614,481	1,496,649	1,456,056
地方譲与税	90,665	88,636	84,237	80,114	78,332
利子割交付金	6,892	6,108	5,877	4,861	4,222
配当割交付金	4,003	4,634	8,572	16,676	12,776
株式等譲渡所得割交付金	836	850	11,076	8,069	10,424
地方消費税交付金	117,191	114,593	113,617	137,693	233,499
軽油引取税・自動車取得税交付金	21,172	26,861	22,803	10,055	17,378
地方特例交付金	25,456	4,866	4,195	3,929	4,133
地方交付税	4,264,038	4,222,622	4,201,763	4,059,311	4,084,354
交通安全対策特別交付金	2,176	2,100	2,009	1,743	1,734
分担金及び負担金	21,982	35,797	21,712	14,857	23,377
使用料	124,310	129,007	133,059	132,651	122,419
手数料	38,594	39,020	42,773	34,807	36,673
国庫支出金	1,125,103	1,428,364	982,820	874,089	1,055,066

県支出金	750,242	967,888	1,060,968	726,967	863,014
財産収入	23,368	9,634	9,405	38,217	7,662
寄附金	6,242	53,714	7,563	2,735	24,870
繰入金	246,944	232,233	36,845	8,753	7,877
繰越金	756,685	1,011,403	688,760	808,750	625,433
諸収入	195,194	96,968	264,164	170,494	146,007
地方債	1,030,800	1,198,000	903,200	789,019	749,449
合計	10,313,639	11,139,868	10,219,899	9,420,439	9,564,755

資料：総務課

【目的別歳出決算額の状況】

(単位：千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
議会費	102,167	91,265	82,642	82,209	79,495
総務費	1,218,855	1,266,032	1,234,468	1,421,951	912,179
民生費	1,707,454	1,886,538	1,800,754	1,913,165	1,967,769
衛生費	660,163	553,147	514,976	517,465	618,758
労働費	59,926	20,508	5,920	0	0
農林水産業費	1,097,006	1,272,151	867,560	904,553	1,006,998
商工費	83,377	56,798	86,407	95,416	136,851
土木費	705,839	512,631	625,969	837,355	769,574
消防費	285,080	313,293	355,674	346,837	327,659
教育費	1,058,288	1,182,500	1,392,761	875,019	1,053,815
災害復旧費	569,667	1,250,562	766,017	181,431	337,209
公債費	1,754,414	2,045,683	1,678,001	1,619,605	1,577,188
合計	9,302,236	10,451,108	9,411,149	8,795,006	8,787,495

資料：総務課

【性質別歳出決算額の状況】

(単位：千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	998,473	1,028,983	992,925	1,016,779	974,402
物件費	1,166,826	1,164,501	1,196,060	1,279,843	1,459,522
維持補修費	7,588	27,348	8,640	18,203	35,539
扶助費	694,782	747,077	753,693	828,668	807,042
補助費等	977,596	1,013,064	827,419	911,770	1,192,676
普通建設事業費	1,620,019	1,689,708	1,628,336	1,183,034	1,100,746
災害復旧事業費	569,667	1,250,562	766,017	181,431	337,209
公債費	1,753,784	2,045,683	1,678,000	1,619,605	1,577,188



積立金	605,296	572,771	619,212	735,130	226,870
投資及び出資金	0	0	0	0	0
繰出金	908,205	911,411	940,847	1,020,543	1,076,301
合計	9,302,236	10,451,108	9,411,149	8,795,006	8,787,495

資料：総務課

【地方債残高の状況】

(単位：千円)

会計名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
普通会計	13,799,706	13,140,856	12,536,731	11,857,547	11,161,842
農業集落排水事業特別会計	2,966,964	2,834,522	2,699,491	2,561,817	2,421,446
公共下水道事業特別会計	3,846,289	3,888,806	3,923,894	3,929,182	4,022,083
簡易水道事業特別会計	370,752	355,198	348,472	328,569	308,283
水道事業会計	265,403	239,825	291,387	292,726	283,831
合計	21,249,114	20,459,207	19,799,975	18,969,841	18,197,485

資料：総務課

【積立金残高の状況】

(単位：千円)

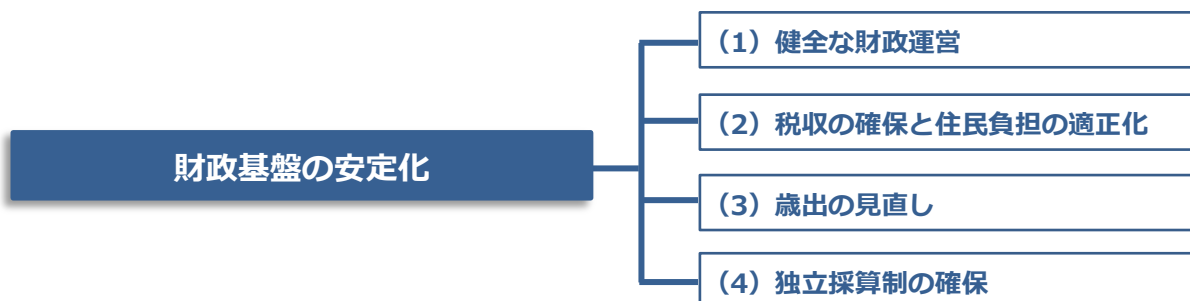
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
積立金残高	3,599,604	3,890,076	4,413,548	5,146,522	5,404,757

資料：総務課

## 基本方針

町政の維持継続と町民へのサービス充実、町民の税等の負担軽減などを図るため、歳出や歳入について健全化を図り、財政基盤の安定化に努めていきます。

## 施策の体系



### (1) 健全な財政運営

先行きが不透明な状況であることから、引き続き地方債の発行額を抑えるとともに、経常経費の削減を図り、効率的な財政運営に努めます。

### (2) 税収の確保と住民負担の適正化

個人番号の利用が始まり、より個人情報の管理に気をつけながら、税や公共料金を納めやすい環境整備を行うとともに、町民の負担軽減に努めていきます。また、未納が生じた場合は迅速かつ的確に対応することで滞納額を増やさないようにして、負担の公平に努めていきます。

### (3) 歳出の見直し

国と同じく地方においても、社会保障などの支出である民生費に係る経費や、時代の流れとともに電算機器に関する費用が増加傾向にあります。これらの経費は今後も、減額することは難しいと思われるので、施設の効率的な利用や事務の効率化を図りながら、人口減少時代に対応していけるような財政運営の健全化に努めていきます。

### (4) 独立採算制の確保

人口減少時代を迎えて、水道事業などは、使用料金の減収が予想されるため、今後は状況を見ながら使用料金の適正化を図っていくなど、経営の健全化を進めていきます。

# 第5章 うめ世界一の元気なまち

## 1. 農業の振興

### 現状と課題

本町の農業は、比較的温暖で雨量も多いという気象条件を生かし、梅、みかん、ウスイエンドウ、花きなどといった農作物の栽培が行われてきました。本町にとって農業は基幹産業であり、関連した加工業や観光などを含めると産業としての裾野は広く、大きく期待できる分野です。

農業経営基盤の安定のため、農道や農業用排水路を整備し、優良農地を確保していくとともに、既存農地の有効的な活用についての検討を行いました。黒潮フルーツラインの開通により、効率的な農作物の運搬が可能となり、その道路工事に関連して東岩代地内及び西本庄地内での農地造成により、優良農地が整備されました。さらに、東本庄地内でも小倉谷農免道路の完成により、周辺農地の効率的な農業生産及び優良農地の確保と拡大がなされました。農業の多面的機能という点から、水田活用及び防災機能も備えるため池の機能診断を実施し、修繕等を行いました。二級河川古川については、計画された区間における改修工事がまもなく完成を迎えますが、未整備区間の改修が今後の課題となっています。

生産技術の向上のため、農地の有効利用や生産者の育成などを図りながら、営農指導や高品質安定生産技術への対応も図ってきました。樹園地の若返り対策として改植への補助を行い、土づくり対策にはその経費の一部を補助しています。ただ、傾斜園地での土づくり対策は課題となっています。また、特定の鳥獣による農作物への被害は年々拡大しており、捕獲や防護柵の設置等をし、地元猟友会の協力も得て防止対策に取り組んでいます。

新たな活動に取り組む団体を支援するため、農業振興団体等への助成事業を行っています。しかし、組織や団体に加入していない農業者に対する技術指導を今後どう行っていくかが課題となっています。

本町の農業の中でも重要な位置にある梅については、地域ブランドの維持発展のため様々な形で振興を図ってきました。消費拡大ラジオキャンペーンや梅干、梅酒、梅料理などの梅加工品をスーパーなどの店頭や催事でPRしました。また、梅の機能性研究を行い、機能性成分特許を取得するとともに、機能性をPRするため、大学との連携やアスリート用梅製品の開発なども進めています。さらに、「6次産業化」という言葉が言われる以前から、梅産産を軸に、その加工や観光振興などを進めてきました。「梅干おにぎり条例」の制定や「梅で健康のまち」宣言、世界農業遺産の認定により、一層のブランド化を図り梅産産の振興を促進しています。

一方、農家による6次産業化には、生産、加工から消費までをいかにつなげていけるのか、食品衛生法に関する届出等や消費者の意向にどう対応するのかが課題となっています。

梅は農業分野だけにとどまらず、林業や水産業との連携も進め、共同PRとして備長炭や海産物とのコラボレーションによる販売促進にも取り組みました。しかし、最近の若年層においては、

梅離れが顕著になっているという課題があります。

さらに、梅だけでなく、野菜や花きなどの栽培も推進してきました。ウスイエンドウは施設栽培を中心に生産が行われており、「紀州うすい」として地域団体商標に登録されるなど、ブランド化、産地化が進められています。また、単一果樹経営では生産者にとってリスクが大きいため、果樹だけではなく野菜や花きなども生産する複合経営への転換も推進しています。

【農家数の状況】

(単位：戸)

販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
1,301	629	240	432

資料：農林水産省「2015 農林業センサス」(平成 27 年 2 月 1 日現在)

【梅の栽培面積と生産量の推移】

		平成 6 年	平成 11 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年
栽培面積	みなべ町(ha)	1,580	1,819	1,920	2,140	2,170
	和歌山県(ha)	3,990	4,540	4,950	5,620	5,590
	全国(ha)	19,400	19,000	18,600	18,200	17,000
	町/全国(%)	8.1	9.6	10.3	11.8	12.8
生産量	みなべ町(t)	24,450	27,630	24,500	32,400	34,800
	和歌山県(t)	55,700	60,500	61,600	71,500	71,400
	全国(t)	112,800	119,100	113,700	115,200	111,400
	町/全国(%)	21.7	23.2	21.5	28.1	31.2

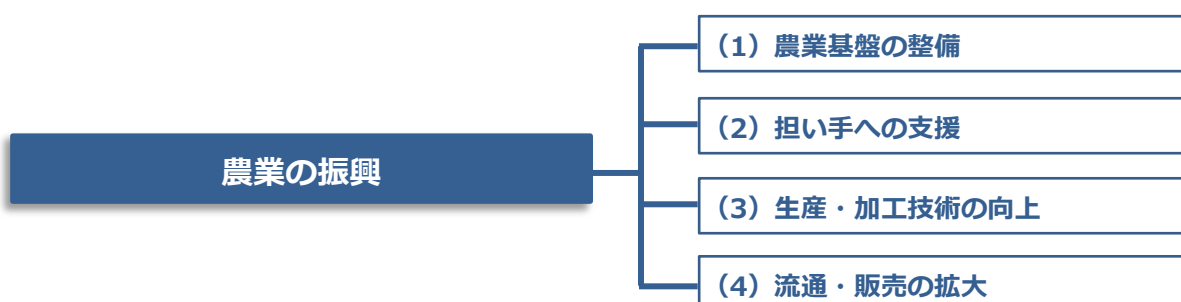
資料：うめ課

## 基本方針

本町では、梅の6次産業化を進めるため、「紀州みなべ梅酒特区」の認定を受けるなど、梅に高付加価値等をつけるための環境整備を進めてきました。このような支援等をより一層強化し、梅をはじめとする農産物の6次産業化を図り、農業従事者の能力向上と所得向上を目指します。

また、担い手等の育成と確保を図るとともに、生産性の優れた営農を可能とする環境整備を行います。

## 施策の体系



### (1) 農業基盤の整備

優良農地の確保の観点から、すみずみまで張り巡らされた農道及び農業用排水路の補修等を行い、機能の長寿命化を図ります。梅については、改植による園地の若返りを推進します。

また、ため池機能も防災関連と密接に結びつくことから、整備や修繕を進めていきます。

### (2) 担い手への支援

若者の就農意識の醸成を図るため、南部高校との連携を進め、JAとも連携しながら、Uターン・Iターン等を含めた担い手となる若者や女性、社会人などの就農支援を行います。次期後継者世代へは、農業の魅力発信を行い後継者不足問題の解消を図ります。

さらに、営農支援を強化して農業経営の安定を図り、担い手の支援を進めていきます。

### (3) 生産・加工技術の向上

梅栽培技術の向上や梅干加工品質の向上も引き続き行っていきます。樹園地については、生産安定を図るため、改植を推進します。また、単一果樹経営によるリスクを軽減するため、野菜や花き生産用ハウスの導入などの支援を通して複合経営を進めます。

農作物鳥獣害防止対策については、農作物への被害が深刻化しており、個体数調整や被害防除、生息環境管理などの総合的な対策を検討していきます。

### (4) 流通・販売の拡大

みなべの梅の認知度は高くなってきていますが、若年層においては梅離れが顕著で、梅の消費が減少しています。今後は、若者のニーズ把握や、スポーツ・梅・健康の3つを組み合わせたPRなどを促進していきます。

特に、梅の機能性研究では、美容効果など新たな効用も発見されており、それをPRする仕組みと、消費拡大につなげる活用方法の検討が必要となっています。平成27年より、機能性表示制度がスタートしたことから、この制度の利用も検討しています。

さらに、国際大会や全国大会等へのPR、梅と梅干の海外進出、外食産業への売り込みなどを進めながら、引き続きPRを強化していきます。

うめ振興館は、観光施設としての有効活用について検討委員会で検討をしており、今後は、道の駅として観光客に充実したサービスが提供できるような施設にしていく必要があります。

また、梅だけではなく、ウスイエンドウをはじめ、野菜や花きなどのブランド化も推進していきます。

## 2. 林業の振興

### 現状と課題

本町においては、森林面積が総面積の約7割を占め、材木や備長炭など林産物の供給を含む森林は、町に豊かさをもたらしてくれるとともに、水源涵養や自然環境保全などの観点からも、林業は本町にとって重要な産業となっています。しかし、木材需要の減少や林業従事者の高齢化と後継者不足など厳しい状況も続いています。

林業基盤の整備について、林道改良では、平成26年度に東神野川木の川線が開通し、計画路線のすべてが完成しています。また、公益的機能の保全のため、保安林の整備と治山事業の促進を図りました。保安林については、徐々に間伐等の整備が進められており、治山事業についても、県が事業主体となり山腹事業や治山ダム、山地災害工事等を実施しています。ただ、治山事業は、山林部で工事をすることが多いため車両等を通す仮設道の設置が課題となっています。

また、町の特産品である「紀州備長炭」については、備長炭製造技術を継承するために後継者の育成や生産技術の向上に努めています。しかし、生産者の高齢化などにより、技術者は減少しているものの、1ターン者などの新規参入者により、若干ではありますが後継者の育成ができてきています。

さらに、備長炭のブランド化などによって需要の拡大を図り、梅や海産物とのコラボレーションで販売促進にも取り組みました。

【林業経営体数の状況】

(単位：経営体)

総数	家族経営	家族経営以外
27	23	4

資料：農林水産省「2015 農林業センサス」(平成27年2月1日現在)

【備長炭の生産量の状況】

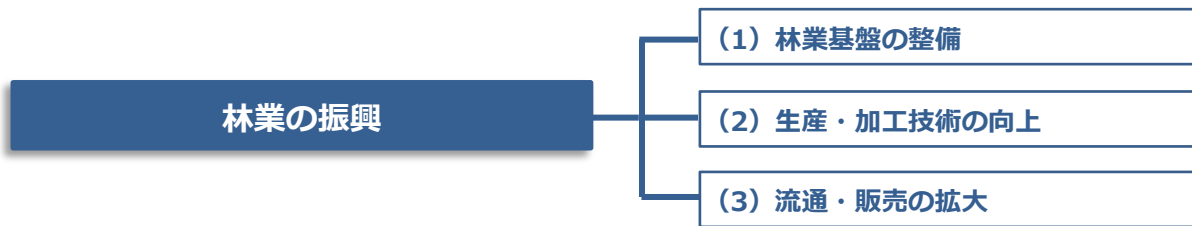
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生産者(人)	39	37	33	34	36
生産量(kg)	189,180	163,740	222,450	217,845	220,815

資料：産業課

### 基本方針

本町の重要な資産である山の資源を有効活用し、資源の流通及び販売の拡大を目指します。林道の保全を進めるとともに、後継者の育成、備長炭の安定的な生産を進めます。

## 施策の体系



### (1) 林業基盤の整備

林道の機能が効率的に発揮できるよう適正に維持管理することで、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に努めます。

保安林の整備については間伐等を進めていくとともに、治山事業も県と連携し進めていきます。特に、備長炭の原木については減少しており、みなべ川森林組合や備長炭生産者組合等と連携して、雑木を伐採し、原木の生育促進を進めていきます。

### (2) 生産・加工技術の向上

生産や加工技術の向上に向けて、森林組合の技術力向上と経営体質強化、民間素材生産事業者との連携を図っていきます。

備長炭生産者の減少に歯止めをかけるべく、窯の修繕費用などを助成し、引き続き技術の継承及び製炭者の育成に努めます。また、伐採した雑木を薪やチップにして販売する取組などを進め、備長炭生産者の収入確保にも努めます。

### (3) 流通・販売の拡大

他の産業との相乗効果が出るようなPR活動を実施するとともに、備長炭の原料となる原木の育成状況などを見据えながら、引き続き、販売の拡大を進めていきます。



### 3. 漁業の振興

#### 現状と課題

本町の漁業としては、岩礁地帯では刺し網漁業、沖合では回遊魚を対象とした巻き網漁業、そして沿岸では刺し網、はえ縄、一般釣りなどの漁船漁業が行われており、多様な魚種が水揚げされています。

しかし、漁獲量の減少や価格低迷の影響もあり、漁業は厳しい状況にあります。そこで本町では、漁業基盤を整備するため、漁獲量の確保が図れるよう漁場の改良を進めるとともに、長寿命化や機能強化計画等を作成して、漁港及び漁港施設の計画的な整備を進めました。ただ、海藻の群落（藻場）が著しく衰退したことで磯焼け状態となり、沿岸漁業に大きな影響を及ぼしています。藻場の造成及び育成を図ることで磯根資源の回復を図り、漁獲量の増加と漁家所得の向上を目指して磯根漁場再生事業を実施していますが、思うような効果が現れていないのが現状です。

一方、生産技術を向上させるため、市場ニーズに合ったヒラメやクエ等の稚魚の中間育成及び放流を実施して資源管理型漁業の推進を図りました。結果、こうした魚種の漁獲量は年々安定している状況にあります。ただ、水産加工品の開発や加工業者の育成については、大規模事業者との価格競争の問題があるため厳しい状況には変わりありません。

流通や販売については、魚食の普及、PR、ブランド化を推進するとともに、産業観光の充実を図り販売の拡大に努めました。魚食の普及については、一般や小学生等を対象に漁師料理体験を実施しています。また、各種イベント等にも参加し、梅や備長炭とのコラボで販売促進に取り組みました。

【海面漁業経営体数の状況】

(単位：経営体)

総数	個人	専業	兼業		共同経営
			漁業が主	漁業が従	
			92	85	

資料：農林水産省「漁業センサス」（平成 25 年 11 月 1 日現在）

【漁獲量の状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
陸揚量（t）	3,512.5	2,750.6	3,593.9	3,203.6	2,619.0
陸揚額（百万円）	489	372	466	453	299

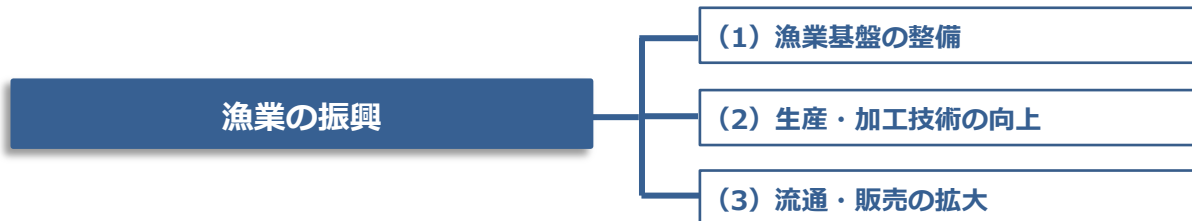
資料：産業課



## 基本方針

資源管理型漁業の推進強化を行い、梅産業や林業と連携を取りながら、流通や販売の拡大を進めます。

## 施策の体系



### (1) 漁業基盤の整備

海藻の群落（藻場）が著しく衰退し、磯焼け状態になるなど藻場の育成が課題になる中、引き続き、原因を追及し、藻場の造成及び育成を図ることで、磯根資源の回復に努めます。また、施設の長寿命化計画にのっとり、適切な時期に整備を行っていきます。

### (2) 生産・加工技術の向上

稚魚の中間育成及び放流についての効果は十分に期待できるため、継続して育成や放流を行い、資源管理型漁業の推進強化を図ります。

### (3) 流通・販売の拡大

魚食の普及については、漁師料理体験等を企画し、幅広く魚に興味をもってもらうよう実施していきます。また、他の産業と連携し、PR等を進めていきます。

## 4. 商工業の振興

### 現状と課題

郊外型大規模店舗の立地や消費者ニーズの多様化、ネット通販等の普及により、本町の商業は非常に厳しい状況にあります。工業にあつては、低塩梅干や味付け梅干といった、消費者ニーズに即した新商品の開発なども進められていますが、他産地との競争の激化などが生じています。食品以外の製材や繊維といった産業についても、海外製品との競争で厳しい状況にあります。

厳しい状況の中でも本町では、商工業を活性化するため商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応したきめ細かいサービスと生活情報が提供できる店づくりを支援しました。

平成 27 年度から創業支援事業計画が国の認定を受け、創業希望者に対する補助金等の支援が活用できるようになっています。

一方、若者の定住促進や雇用の場を確保するため、地元企業の経営基盤の安定化を進め、また町の土地利用計画との整合性も図りながら、優良企業の誘致に努めていく必要があります。

#### 【商業の状況】

	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
卸売業	27	167	8,802
小売業	143	638	12,701
計	170	805	21,503

資料：経済産業省「商業統計調査」（平成 26 年 7 月 1 日現在）

#### 【製造業の状況】

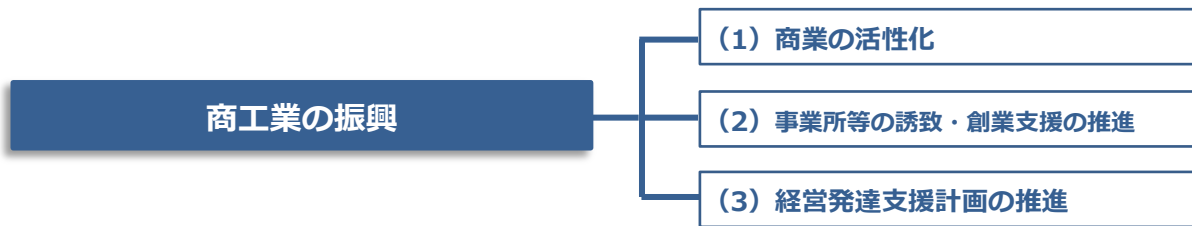
事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	付加価値額（百万円）
73	1,589	28,849	9,940

資料：経済産業省「工業統計調査」（平成 26 年 12 月 31 日現在）

### 基本方針

商工会などの関係機関と連携し、商業の活性化に取り組んでいきます。また、事業所などの誘致を進めるとともに、第二起業やベンチャー企業の育成にも努めていきます。

## 施策の体系



### (1) 商業の活性化

商工業者や商店街への支援強化として後継者育成支援を行うとともに、空き家店舗を利用して商業の活性化を図ります。

### (2) 事業所等の誘致・創業支援の推進

環境に優しい事業所や工場の誘致を図るとともに、創業支援事業計画を活用した創業希望者を増やすため周知活動を積極的に行い、第二起業やベンチャーによる新規立地企業の育成に努めます。

### (3) 経営発達支援計画の推進

小規模事業者の持続的発展と成長に向けて、地域資源を活用した地域ブランドの創出とブラッシュアップや認知度アップに努めます。需要開拓や事業者の新陳代謝と活性化支援を行うための計画策定を進め、商工会による小規模事業者への経営支援の取組を一層強化します。

また、商工会、町、観光協会、農協、漁協等で構成する「みなべ産業活性化会議」を立ち上げ、「地場産業」を中心として地域活性化の方向性について検討していきます。

## 5. 観光の振興

### 現状と課題

本町には、千里の浜、南部梅林、岩代大梅林、うめ振興館、紀州備長炭振興館などの観光資源があります。本町にとっての観光振興は観光産業だけでなく農林水産業の振興にもつながるなど、非常に重要な位置づけにあります。また、平成 27 年 9 月には、千里の浜を含む海岸域が吉野熊野国立公園に編入され、そして、平成 27 年 12 月には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことで、これまで以上に観光振興について期待されています。

本町では、観光協会と連携し、観光 PR 機能を強化して観光推進体制の整備を図ってきました。みなべ観光協会、日高地域、三梅林（南部梅林、岩代大梅林、田辺梅林）と町が共同でイベントへの参加などを行い、大都市圏や県内観光客に PR しました。また、平成 24 年度から、みなべ観光キャンペーンスタッフ「みなべウェルカムクルー」を採用し、各種イベントやマスコミへの情報発信等、町の広告塔として活躍しています。語り部の育成も行い、平成 24 年度に「みなべ観光ガイドの会」を観光協会の下部組織として設置し、観光客の受入れやガイドの育成強化を図っています。ホームページについても、平成 23 年度にみなべ観光協会のホームページを作成し、より見やすくより魅力あるものを発信できるように整備しています。また、平成 27 年度に観光パンフレットも改訂しています。さらに、Facebook も開設し、閲覧者と近いつながりの SNS を利用し、みなべの情報を共有しています。ただ、「みなべウェルカムクルー」については、スタッフ引退後の情報発信の強化や応募者が少ないなどの課題も上がっています。

6 次産業化への支援については、同業種での 6 次産業化のみならず、産業全般の活性化に資するよう各種産業との連携強化を図れるような戦略を検討しました。梅と魚、炭と魚、梅と炭など各種産業との共同 PR や、コラボレーション商品の PR 及び商品開発への支援等を実施してきました。

イベント等については、観光客集客イベントの開催を行いました。みなべ観光協会で、平成 24 年度からみなべ町の周遊を促進するため「みなべ周遊スタンプラリー」を実施し、年々応募者（実施者）が増加しています。祭や寺社仏閣、特産品等、町の魅力を知ってもらうため「みなべウォーク」を実施していますが、年々認知度も増し、毎回リピーターも含めたくさんの申込みがあります。また、商店街の活性化のため「まちなかミュージアム」を実施し、店舗等に町の昔の物や写真等を展示しました。さらに、みなべ観光協会下部組織の教育旅行誘致委員会と共に、県外（愛知県、広島県、埼玉県等）に向けた誘致活動も実施して観光素材を生かした新たな体験を提案することで修学旅行や体験学習にも結びつけています。

これを受けて、宿泊施設等の設備の充実とサービスの向上を図り、受入れ体制を整えました。例として、観光公衆トイレを洋式化（温水洗浄便座付）し自動センサー付に改修したり、宿泊施設や観光施設への Wi-Fi 環境の整備と外国人観光客に対する多言語表記化の推進を図りました。

【観光客数の状況】

(単位：人)

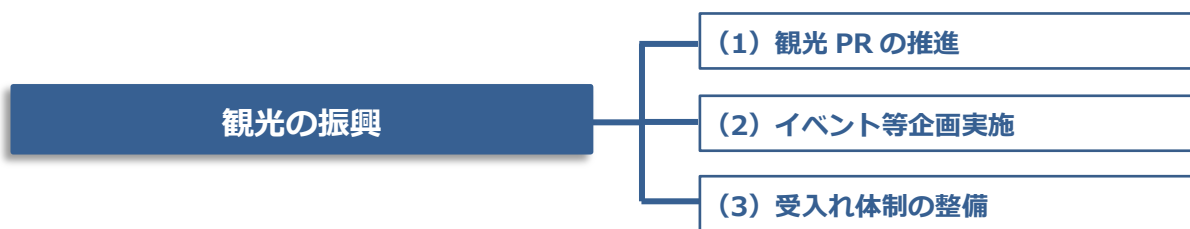
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
宿泊者	147,101	164,744	176,768	197,311
日帰客	490,571	473,205	478,438	465,654

資料：和歌山県「観光客動態調査報告書」

## 基本方針

観光客の増加に向け、観光客のニーズを把握し、学生や外国人観光客の誘客も見据えながら、観光 PR の推進をします。自然公園の魅力発信や世界農業遺産の活用、イベント等の実施などにより、観光振興を進めていきます。特に観光は、他の産業への波及効果も高く、各種産業との連携を進めながら、その相乗効果を図っていきます。

## 施策の体系



### (1) 観光 PR の推進

観光客のニーズの変化を読み取りながら、観光協会、農業団体、商工会等の連携を強化し、観光 PR 及び情報発信を行っていきます。特に、梅の開花時期に多くなる観光客に対し、みなべ観光マップを活用してウミガメや町内の飲食店など町の知られていない側面もアピールしながら、また訪れたいような町としての情報を提供します。観光客のニーズを見据えつつ滞在人口を増やし、町内での消費を増やすための取組について、創意工夫を重ねながら検討していきます。

また、ホームページの閲覧数が伸び悩む中、更なる整備と情報発信の仕方を検討し、外国人観光客向けには、ホームページも含めた情報発信ツール（パンフレット・ホームページ等）の多言語化も進めていきます。

### (2) イベント等企画実施

梅とスポーツを融合させたイベントなど新たな企画を模索しながら、イベント PR の強化を進めていきます。現在、みなべウォークは、リピーターに偏りがちなので、新しい人も参加できるような方法を検討するとともに、まちなかミュージアムは、観光客に対する定量的な効果がわかりにくいので改善に取り組んでいきます。

観光客のニーズである「知る」「ふれる」「体験する」「つぶやく」に適応して、新しくつくり

出したものではなく、元々みなべ町にある、みなべ町でしかできない生の体験を発掘していきます。

また、外国人向けの体験も発掘し、それをわかりやすく発信する仕組みも検討していきます。

### (3) 受入れ体制の整備

観光ガイドについては、人数不足と育成強化が課題となっており、体制づくりを進めていきます。

特に、世界農業遺産の認定を受け、梅システムマイスター塾の開催などを実施し、梅生産の伝統技法や世界農業遺産の魅力を伝える人材の育成を図っていきます。

また、外国人観光客への対応が遅れており、看板や情報発信ツール（パンフレット・ホームページ等）の整備を計画的に実施していきます。

修学旅行等でも民泊を希望する学校が増加していることから、農家民泊認定の補助や支援を強化し、民泊の受入組織（協議会等）を設置するなどの検討も進めていきます。

# 参考資料

- ▶ 1. みなべ町長期総合計画審議会条例
- ▶ 2. 審議会委員名簿
- ▶ 3. 諮問
- ▶ 4. 答申
- ▶ 5. 審議経過

# 1. みなべ町長期総合計画審議会条例

## みなべ町長期総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日条例第 9 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日条例第 3 号

### (設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みなべ町長期総合計画を立案するため、審議会を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の長期総合計画に必要な調査及び審議を行う。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 諸団体の代表者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会には、会長 1 人、副会長 2 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (事務局)

第 7 条 審議会の事務を処理するため、総務課に事務局を置く。

### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。



附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 3 号）

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

## 2. 審議会委員名簿

番号	団体・組織等	役職	氏名	備考
1	和歌山大学	教授	辻本 勝久	会長
2	みなべ町自治振興委員会	会長	氏川 晶一	
3	みなべ町消防団	団長	竹田 和久	
4	みなべ町社会福祉協議会	会長	小谷 眞千子	
5	みなべ町民生児童委員会	会長	中家 長久	
6	みなべ町長寿クラブ連合会	会長	森 茂	
7	食生活改善推進協議会	会長	寺谷 恵子	
8	母子保健推進委員会	会長	榎本 真由美	
9	紀州農業協同組合 梅の郷支店	支店長	佐々木 教人	
10	みなべ町農業委員会	会長	中早 義仁	
11	みなべ町農業振興協議会	会長	安井 章	副会長
12	みなべ川森林組合	組合長	小田 善一	
13	みなべ町備長炭生産者組合	組合長	森口 道夫	
14	紀州日高漁業協同組合 南部町支所	筆頭理事	小谷 繁	
15	みなべ町商工会	会長	植田 英明	
16	紀州みなべ梅干協同組合	会長	杉本 宗一	
17	みなべ町観光協会	会長	三前 雅信	副会長
18	みなべ町教育委員会	委員長	芦裕 幸至	
19	みなべ町連合PTA	会長	畑谷 崇	
20	みなべ町小中学校長会	世話人	細川 安弘	
21	青年クラブみなべ	会長	久保 隆治	
22	みなべ町青少年健全育成町民会議	会長	天野 仁	
23	みなべ女性会	会長	畑崎 祐基子	
24	みなべ町議会 総務文教常任委員会	委員長	森坂 義明	H28.10.26 まで(※)
			谷本 吉弘	H28.10.27 から(※)
25	みなべ町議会 産業建設常任委員会	委員長	下村 勤	H28.10.26 まで(※)
			原田 覚	H28.10.27 から(※)

敬称略 (※) 平成 28 年 10 月 27 日の町議会委員会の委員長決定による交代

### 3. 諮問

みなべ第 3408 号  
平成28年 7月20日

みなべ町長期総合計画審議会  
会長 辻本勝久様

みなべ町長 小谷芳正

#### 第2次みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画について（諮問）

平成19年3月に策定しました、みなべ町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画からなる、みなべ町長期総合計画について、今年度が計画期間となる10年目にあたることから、新たな長期総合計画を策定する必要があります。長期総合計画は、みなべ町の行政を運営する際の根幹であり、各分野の個別計画を策定するにあたっての指針となるべきものであります。

みなべ町のまちづくりを確実に推進していくため、ご審議いただきたく諮問いたします。

## 4. 答申

平成29年2月23日

みなべ町長 小谷芳正様

みなべ町長期総合計画審議会  
会長 辻本勝久

第2次みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画（案）について（答申）

平成28年7月20日付みなべ第3408号により本審議会に諮問された第2次みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

現在のみなべ町は、少子高齢化・人口減少・後継者不足など大きな課題を抱えています。こうしたなか、みなべ町をより良い方向に進めていくためにも、住民参画のもと協働でまちづくりが進められることを希望します。

## 5. 審議経過

	日付	審議等の内容
第1回審議会	平成28年 7月20日	策定スケジュールの確認、基本構想（案）、みなべ町の将来像について
第2回審議会	平成28年 9月 6日	基本構想、基本計画について
第3回審議会	平成28年11月 9日	基本構想、基本計画について
第4回審議会	平成29年 1月25日	基本構想、基本計画について
	平成29年2月7日 ～平成29年2月20日	パブリックコメントの実施
答 申	平成29年 2月23日	基本構想・基本計画（案）の答申



## 第 2 次みなべ町長期総合計画

---

平成 29 年 3 月

発 行：和歌山県みなべ町

編 集：みなべ町役場 総務課

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742

T E L : 0739-72-2015 F A X : 0739-72-1223